

令和4年度 第4回

川口市農政審議会  
会 議 資 料

川口市経済部

## 議題 1

第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）  
について \_\_\_\_\_ 1

## 議題 2

川口農業ブランド制度第 11 期ブランド品となり得る農産物及び  
生産者の情報提供について \_\_\_\_\_ 1

## 議題 3

川口農業ブランド制度第 12 期ブランド品となり得る農産物の  
生産者へのヒアリングの実施及び令和 5 年度川口市農政審議会  
第三者評価組織における助言者について \_\_\_\_\_ 4

## 議題 1

### 第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）について

「川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)」の計画期間の満了を受け、新たな本市農業の指針となる将来像や取組を示すことを目的として「第 2 次川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)」を策定する。(参照「別紙 1 - 1」「別紙 1 - 2」「別紙 2」)

## 議題 2

### 川口農業ブランド制度第 11 期ブランド品となり得る農産物及び生産者の情報提供について


川口農業ブランド制度第 11 期における情報提供（推薦）を次のとおり行うものとする。


なお、当該情報提供の対象者については、令和 4 年 12 月までに実施した実地・聞き取り調査（ヒアリング調査）に基づき選出したものである。

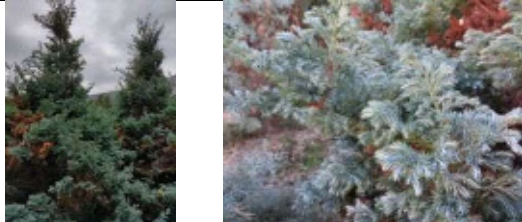
ヒアリングの結果については、次ページのとおり。


※敬称略、順不同

	生産者	品目
1	鈴木 繁仁	花き（ナンテンギリ）
2	浜野 昭彦	花き（コニファー（ブルーアイス））
3		花き（コニファー（ブルーバード））
4	守谷 克巳	その他（ギンナン）
5	飯島 富士夫	花き（ガーデンシクラメン）

(1)生産者	鈴木 繁仁 (神根地域) ※認定農業者
品目	花き (ナンテンギリ)
実施日	令和4年12月9日
内容	<p>鈴木氏は埼玉南部花卉生産組合に所属し、枝物等の生産を行っている。 ナンテンギリは、ブドウ状に下垂した赤い果実が特徴で、クリスマスや正月用の花材需要が高い。 鈴木氏のナンテンギリは、先代が実生苗に結実性の個体を接ぎ木して作出したもので、高さは約10m。毎年11月に梯子をかけ、枝を切り出している。 出荷の際は、1～2mに切り分け、関東一円の市場に出荷している。 川口は東京に近いとため、山地からの切り出しと比べて市場のニーズに即座に対応でき、輸送コストも抑えられるため、優位性が高いとのこと。 また、自宅敷地内に生育しているため、安定的な供給が可能とのこと。</p>
写真	

(2)生産者	浜野 昭彦 (戸塚地域)
品目	花き (コニファー ブルーアイス)
実施日	令和4年12月19日
内容	<p>浜野氏は、埼玉南部花卉生産組合に所属し、枝物、切り花等の生産を行っている。 コニファー類は、枝を切り出し、切花として出荷している。 ブルーアイスは、銀白色の葉が特徴で、クリスマスリースやスワッグ等の壁飾りや、ブーケ用の花材として需要が高い。 約1反の畑では、葉色や質感の異なる複数のコニファー類を栽培しており、こまめな管理及び消毒等により、高品質の枝葉及び葉色を保っている。 出荷の際は、ヤニが多いため、発注者が扱いやすいように下葉を取り除き、ラッピングするなど梱包にも気を使っている。 市場のホームページやメディアでの紹介も相まって需要が高まっており、今後は植栽本数を増やす他、古い株については更新し、生産量を増やしていきたいとのこと。</p>
写真	

(3)生産者	浜野 昭彦 (戸塚地域)	
品目	花き (コニファー ブルーバード)	
実施日	令和4年12月19日	
内容	<p>ブルーバードは、ブルーアイス同様、リース等の花材として需要があり、葉に厚みがあるため、ボリュームを出すために使用される。</p> <p>深緑色の葉は、霜や寒風にあたると冬らしい銀灰色へと変化する。</p> <p>ブルーアイスと比べて成長が遅く、樹冠内部が枯れ込みやすいため、手入れの手間がかかるとのこと。</p> <p>その他、出荷方法、今後の方針についてはブルーアイス同様。</p>	
写真		

(4)生産者	守谷 克巳 (神根地域)	
品目	その他 (ギンナン)	
実施日	令和4年12月19日	
内容	<p>守谷氏は、新井宿駅と地域まちづくり協議会に所属し、野菜やギンナン等の生産を行っている。</p> <p>ギンナンは、自宅敷地内に生育している樹齢数十年のイチョウの大木から収穫し、独自の作業により生産をしている。</p> <p>一般的には果実は木から収穫し、果肉の除去作業を行うが、守谷氏は、熟して自然落下した果実を収穫し、水槽にて果肉をふやかした後に除去作業を行っている。除去作業は、一般的な機械作業に加え、手作業で仕上げている。</p> <p>これにより、他者の生産品に比べ、見栄えや食感がよく、匂い残りのない製品になっている。ブランドにするためには信用を得る必要があるとの考えから、品質に大変気を使っているとのこと。</p> <p>出荷の際は、自身で製作したラベルを貼り付け、1袋250gでJAさいたまの直売所に出荷している。</p> <p>今後は、新井宿のイオンスタイルでの販売や6次産業化も検討しているとのこと。</p>	
写真		

(5) 生産者	飯島 富士夫 (戸塚地域)	
品 目	花き (ガーデンシクラメン)	
実施日	令和4年12月26日	
内 容	<p>飯島氏は、川口鉢物園芸生産組合に所属し、シクラメンやパンジー等鉢花の生産を行っている。</p> <p>ガーデンシクラメンは、草丈20cm程度の小型で、耐寒性の強い品種。毎年2月頃に約15,000粒の種を播種し、開花まで一貫してハウス内で栽培している。花芽の成長期には、ハウス内が15℃以上となるよう加温し、開花後は、花を維持するため、11~12℃となるよう温度管理を徹底している。</p> <p>川口で種から育て上げたガーデンシクラメンは、川口の気候に適応しており、非常に丈夫とのこと。</p> <p>主な出荷先は市場で、業者への販売、小売等も行っている。</p>	
写 真		

### 議題3

#### 川口農業ブランド制度第12期ブランド品となり得る農産物の生産者へのヒアリングの実施及び令和5年度川口市農政審議会第三者評価組織における助言者について

川口農業ブランド制度第12期認定における情報提供(推薦)の候補者について、川口市長からの要請に基づき、各委員に推薦を依頼し、推薦された生産者に対して実地・聞き取り調査(ヒアリング調査)を実施するものとする。

また、令和5年度も引き続き川口農業ブランド推進協議会の第三者評価組織の役割を担うにあたり、以下の(1)~(4)の団体関係者に助言者として参画をお願いするものとする。

- ・推薦依頼予定：令和5年4月
- ・ヒアリング調査実施予定：令和5年5月
- ・参画依頼助言者
  - (1) 消費者代表
    - ・川口市食生活改善推進員協議会
  - (2) 市場関係者
    - ・川口商工会議所女性会
    - ・株式会社川口中央青果市場(食用農産物のみ)
    - ・株式会社埼玉園芸市場(花きのみ)
  - (3) 商工関係者
    - ・川口商工会議所
  - (4) 生産者組織団体関係者
    - ・さいたま農業協同組合

## 第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）に対する意見聴取結果

## 【農業関係者等からの意見】

No.	ページ	意見の概要	市の考え方（案）	修正の有無
1	12～14	<p>農業者アンケートの調査結果の p.12～p.14 の項目について「特に関心はない」と回答された農業者に対しての取り組みが、今後において川口市農業を左右するのように感じます。</p> <p>取り組みに興味のある人たちのバックアップはもちろん必要かもしれませんが、おそらく率先して取り組んでいただける層であり、前へ進んでいってくれると思います。</p> <p>「関心はない」と回答された層は、起爆剤の投入だけでは中々、前に進んでいってこれないのではないかと、やはり、この層の方達への取り組みがないと時間が経過すればするほど修正がきかなくなるように思います。</p> <p>今回の計画にはその点について具体的なものは入っていないように感じました。</p> <p>今後においてはそのことも計画に取り組むべきでは？</p>	<p>近年、都市農業の安定的な継続を図るための法整備や法改正が行われた一方、税負担や営農環境の厳しさなど、都市農業を維持していくことの困難さも認識しているところです。</p> <p>そうしたなかで、意欲のある農業者だけでなく、様々な営農環境にある農業者を支援していくことが本計画の目的のひとつです。</p> <p>そのため、第 4 章施策の展開において、農業経営力の強化（p. 26）や農地の保全と活用（p. 30）、多様な担い手の確保（p. 31）など、農業者を支援していく施策を掲げております。もし、農業者自身での営農が難しくなった場合には、農地の流動化を促進し、農地を農地として有効利用できるよう支援して参りたいと考えておりますので、ご理解のうえ、今後ともご協力をお願いいたします。</p>	無
2	34	<p>食育農育の推進・農の体験活動の推進について</p> <p>農業委員会と教育委員会の連携で小中学校の生徒や教員に農業に関心を持ってもらう活動をする。</p> <p>全市で何か同じ作物を学校又は学校ファームで生産する。株葱など。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもたちに農や食に興味・関心を持ってもらうことは重要であるとの考えから、p. 34 基本施策 8 「農」にふれあい広げよう 施策③ 食育・農育の推進 を掲げております。</p> <p>取組の具体的な内容については、学校ファームの規模・状況が各学校により様々でありますことから、ご意見を参考にさせていただき、関係課・機関等と協議を進めて参ります。</p>	無
3	第 4 章	<p>4 章は、イラストなどを多用したら、更に分かり易くなる気がしました。</p>	<p>完成版については、写真等を挿入し施策の内容が分かりやすく伝わるようにするとともに、デザイン的な調整も行って参ります。</p>	無

4		<p>加速度的に減少する農地や農業者の保全が近々の最重要課題だと考えます。</p> <p>計画の実現に向けて、当方でも微力ながら協力させていただきます。</p>	<p>ご意見のとおり、農地・農業者の減少が続く中、いかに担い手を確保・育成していくかは重要な課題であると認識しております。</p> <p>本計画の実現に向け、農業者をはじめ、市民、事業者や行政が連携して取り組んでいくことが重要でありますので、今後ともご協力をお願いいたします。</p>	無
---	--	--	--	---



## 第 2 次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（案）に対するパブリックコメント結果

## 【市民からの意見】

No.	ページ	意見の概要	市の考え方（案）	修正の有無
1	14 30 34	<p>第 2 章 川口市の農業の現状と課題</p> <p>1 川口市の農業をとりまく現状</p> <p>（2）アンケート調査結果</p> <p>（ウ）農業に関する取組について</p> <p>高齢者、障害がある方やひきこもりの方などの「健康」「生きがい」「社会とのつながりづくり」を目的とした取組</p> <p>2 基本方針Ⅱ</p> <p>次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用</p> <p>基本施策 4</p> <p>施策 3 市民農園・体験農園の開設等支援</p> <p>▼意見 1</p> <p>アンケート調査結果（ウ）「高齢者、障害がある方や～」を優先した開設等の支援が良いように思います。</p> <p>この取り組みは、基本施策 8、施策 3 の食育・農育にもなると思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>市民農園等は、農地を有効活用するとともに、市民が農と触れ合い、食や農への理解を深める場となるものであると考えております。市民農園や福祉農園等の開設につきましては、利用希望者及び農地所有者・開設者等のニーズ把握に努め、必要な支援を行って参ります。</p>	無
2	28 33 35	<p>2 基本方針Ⅱ</p> <p>基本施策 2 川口産農産物の販路拡大</p> <p>施策 1 川口産農産物の拡充</p> <p>施策 2 販路多角化支援</p> <p>3 基本方針Ⅲ</p> <p>「農ある暮らし」を楽しみ・守る</p> <p>基本施策 7 「農」を知ろう</p> <p>施策 2 地産地消の推進</p>		

	<p>4 基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出 基本施策 9 異業種連携による相乗効果の発揮 施策 1 異業種や異分野との連携による取組推進</p> <p>▼意見 2 クラフトビール工場が4軒市内にあり、すでに川口産の柑橘類を使用したものが製造販売されています。焼き菓子や和菓子もしかり。 既に取り組まれているところを軸に、品種を選んでいった方が良いでしょうと思います。 例えば、トマトは生食用と加工用で異なるのと同様に、柑橘類もビールに向けたもの、菓子類に向けたものがあると思います。 また、ビールで使用する麦や日本酒で使用する米、味噌で使用する大豆などの栽培を市民交えて行っているところは県内外に複数ありますので、このような取り組みをすることで交流が出来、地域に対する関心が深まるように思いますし、地産地消の推進にもなると思います。</p> <p>それと、委員会議事録にもありますが、ブランド構築には一定程度の生産量も重要なものの一つだと思います。 広めるためには一定程度の量が必要になります。 市内の限られた農地で一定程度の量を作るには、ある程度の選択と集中が必要になると思います。 そのためには複数の農家で同じものを作ることも必要に感じます。 今期計画期間内において重点品種を取捨選択できるような仕組み作りができると良いと思います。 ※量について「ある程度」としているのは、多品種少量も同時に重要でバランスを取る必要があると考えるため、大半を「選択と集中」することを是とするものではありません。</p>	<p>ご意見にありますように、農産物の産地とするには一定程度の生産量を確保することが必要であるとの考えから、本計画では「特産農産物の創出支援」を掲げております。具体的な取り組みにつきましては、趣旨に賛同していただける農業者をはじめ、関係機関などと協議しながら進めて参ります。</p>	<p>無</p>
--	---	---	----------

3		<p>▼意見3 市の食育推進計画に「郷土食の啓蒙」の旨があります。郷土食には、川口の麦味噌やソース焼きうどん、銚子汁などがあります。これらの郷土食に使用する野菜を出来る限り川口産で賄えるようにできると良いように思います。また、川口の麦味噌とソース焼きうどん用のソースは、地域資源指定（中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域資源として各都道府県が指定）されていますので、これらの原材料も出来る限り川口産（例：麦味噌は大豆や麦、焼きうどんソースはトマトや玉ねぎ、香辛料）で出来るようにして地産地消の推進をしていけたら良いように思います。</p>	<p>市民アンケートからも、川口産野菜・果物の需要の高さが伺える結果となっておりますことから、生産者と飲食店・食品加工業者等との交流機会の創出により、川口産農産物の販路拡大及び地産地消の推進に取り組んで参ります。</p>	無
4		<p>▼意見4 市の食育推進計画にある郷土食（川口の麦味噌やソース焼きうどん、銚子汁など）や川口産野菜、花卉の販売などのイベントを、イイナパーク内地域物産館を利用して年に数回実施してはいかがでしょうか。地域物産館は調理設備がありますのでその場で作って食べてもらうことも可能です。また、地域住民はじめハイウェイオアシスで市外の方々も多く来場しますので、PRするのに良い場所だと思っています。市役所マルシェも良いですが、地域物産館も良いと思います。</p>	<p>イイナパーク川口は市外からのアクセスも良く、市内外を問わず多くの方に利用していただいている公園であり、地域のイベントなども多く開催されております。今後もイイナパーク川口の活用について、関係団体等と協議・検討して参ります。</p>	無
5	34	<p>3 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る 基本施策 8 「農」にふれあい広げよう 施策1 花や緑がある暮らしの創造</p> <p>▼意見5 「花いっぱい運動」のような取り組みを川口産の花で市内各所で出来る仕組みがあると良いように思います。また、市内中小事業者の園芸店で川口産の花卉を取り扱ってもらえるようにする仕組みもあると良いと思います。</p>	<p>本市では、緑のまちづくりボランティアの方々に公園花壇やフラワーロードなどで花を育てていただき、緑のまちづくりを進めております。 市内園芸店での川口産花きの取り扱いにつきましては、小売業者への販売や組合を設立して販売をされている生産者も多く、引き続き川口産花きのPRに努めて参ります。</p>	無

6	34	<p>3 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る 施策3 食育・農育の推進</p> <p>▼意見6 子ども食堂やフードパントリーの取り組みをされている方や利用者向けの農園を用意して、この方々で農作物を作れるようにしていけたら良いように思います。 出来た農作物は子ども食堂やフードパントリーで使用する。</p>	<p>農地の適正な利用を確保するため、市民農園にはいくつかの法制度が設けられております。市民農園や福祉農園等の開設につきましては、利用希望者及び農地所有者・開設者等のニーズ把握に努め、必要な支援を行って参ります。</p>	無
7	34	<p>3 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る 施策3 食育・農育の推進</p> <p>▼意見7（再掲） 市の食育推進計画にある郷土食（川口の麦味噌やソース焼きうどん、銚子汁など）や川口産野菜、花卉の販売などのイベントを、イイナパーク内地域物産館を利用して年に数回実施してはいかがでしょうか。 地域物産館は調理設備がありますのでその場で作って食べてもらうことも可能です。 また、地域住民はじめハイウェイオアシスで市外の方々も多く来場しますので、PRするのに良い場所だと思っています。 市役所マルシェも良いですが、地域物産館も良いと思います。</p>	No.4 に同じ	無

第 2 次川口市農業基本計画  
(川口市都市農業振興計画)  
(案)

令和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 3 月

# 目次

第1章 計画の概要	
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 都市農業をめぐる情勢の変化	3
(1) 都市農業に係る法律	3
(2) SDGs・持続可能な社会への関心の高まり	5
5 計画改訂の視点	6
第2章 川口市の農業の現状と課題	
1 川口市の農業をとりまく現状	8
(1) 統計データ	8
(2) アンケート調査結果	13
(3) 農業者・関係団体等へのヒアリング調査結果	22
2 川口市の農業の課題	23
第3章 将来像・施策の体系	
1 目標とする将来像	26
2 4つの基本方針	27
3 基本施策について	28
4 施策の体系	29
第4章 施策の展開	
基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上	32
基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用	36
基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る	39
基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出	41
第5章 計画の実現に向けて	
1 計画推進の方針	44
(1) 情報の受発信・共有	45
(2) 地域資源の有効活用	45
(3) 連携・協力による推進	46
2 計画の進行管理	47
(1) 進行管理の体制	47
(2) 進行管理の進め方	47

・「\*」は、用語解説に記載の用語を示します（初出の場合のみ「\*」を表記しています。）。

・表及びグラフ中の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

# 第1章 計画の概要

---

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 都市農業をめぐる情勢の変化
- 5 計画改訂の視点

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の目的

本市では、平成23年（2011年）に、本市農業のビジョンを明確にし、農業振興策を総合的かつ計画的に推進するため、「川口市農業基本計画」を策定しました。その後、都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定が努力義務となるなど、都市農業をめぐる情勢の変化を受け、平成30年（2018年）に「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」（以下、「前計画」という。）としてこれを改訂し、これまで様々な農業振興策の推進を図ってきました。しかし、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少など、本市農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

一方で、平成27年（2015年）の「都市農業振興基本法」の制定、平成28年（2016年）の「都市農業振興基本計画」の策定により、都市農地の位置づけは「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく転換され、新鮮な農産物の供給、良好な景観の形成や農業体験・学習の場の提供など、都市農業の持つ多様な機能が評価されることとなりました。

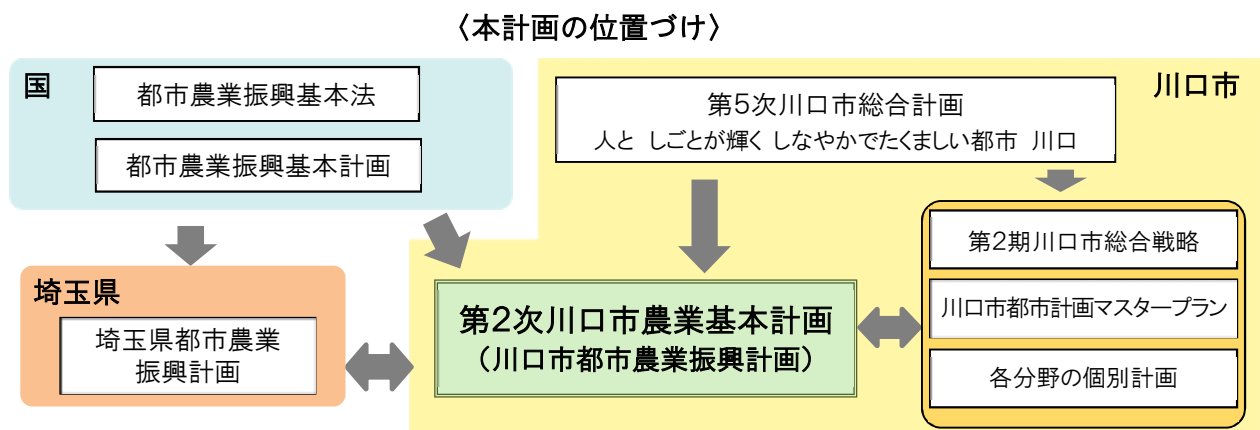
さらに、平成29年（2017年）の「生産緑地法」等の改正、平成30年（2018年）の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定など、都市農地の保全・活用に向けた法整備も進められてきました。

本計画は、前計画期間の満了を受け、このような農地や農業に関する期待・役割の変化などに対応できる、新たな本市農業の指針となる将来像や取組を示すことを目的として策定しています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の法律や計画、県の計画や方針などをふまえて、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画\*」（平成28～令和7年度（2016～2025年度））をはじめ、他の関連計画とも整合した本市農業の総合的な振興を目指す計画です。

都市農業振興基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義していますが、本市は三大都市圏特定市\*に該当し、市内全域が都市化の影響を顕著に受けていることから、市内で行われる農業全てを都市農業と捉え、本計画を都市農業振興基本法第10条に定められた「地方計画」として位置づけます。





### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。計画期間中には、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

### 4 都市農業をめぐる情勢の変化

#### (1) 都市農業に係る法律

都市農業振興基本法の制定を契機として、都市農業をめぐる情勢は大きく変化しています。

- 都市農業振興基本法（平成27年4月施行）
- 都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。同法に基づき平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、都市に「あるべきもの」と位置づけました。

都市農業振興基本計画では、施策の方向性として以下の3つが掲げられています。

**都市農業振興基本計画**

- ①都市農業の担い手の確保
- ②都市農業の用に供する土地の確保
- ③農業振興施策の本格的展開

また、市街地やその周辺の地域で行われる都市農業には、以下のような多様な機能の発揮が期待されています。

都市農業のさまざまなたらき

 <p><b>景観形成</b> まちなみを良くするはたらき</p>	 <p><b>交流・レクリエーション</b> 交流を生むはたらき</p>	 <p><b>食育・教育</b> 食を学ぶはたらき</p>
 <p><b>地産地消</b> 地域の食料をつくるはたらき</p>	 <p><b>環境保全</b> 環境を守るはたらき</p>	 <p><b>防災</b> 防災に役立つはたらき</p>

参照：考えてみよう。都市農業の多面的機能。HP

## ■ 生産緑地法（平成29年5月一部改正）

生産緑地制度は、良好な生活環境の確保のため、市街化区域内の農地を所有者の申出により都市計画に定め、建築行為等を規制することで都市農地の計画的な保全を図る制度です。

### 〈主な改正内容〉

- 生産緑地地区\*の面積要件の引下げ（市区町村の条例により、面積要件を500㎡以上から300㎡以上まで引下げ可能に）
- 生産緑地地区における建築規制の緩和（農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストラン\*の設置が可能に）
- 特定生産緑地制度の創設（生産緑地地区の都市計画決定後30年経過するものについて、特定生産緑地に指定する場合は、買取り申出ができる期日が10年延長される（その間、税制特例措置が継続する））

また、生産緑地法等の一部改正に併せて、生産緑地の一団要件や追加・再指定などの基準を定めた都市計画運用指針が改正されました。

## ■ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年9月施行）

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることによって、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展や都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に制定されました。

### 〈主な内容及び関連税制特例措置の内容〉

- 相続税納税猶予制度\*の適用を受けている生産緑地の貸借が可能
- 貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は所有者に返還される
- 貸借期間中に相続が発生したときには、生産緑地の相続人は貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能

## ■ 農業経営基盤強化促進法（令和4年5月一部改正）

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することで、農業の健全な発展に寄与することを目的に制定されました。

### 〈主な改正内容〉

- 市町村が農業者、農業委員会\*、農地中間管理機構\*等との話し合いを通じて、地域における農業の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定
- 農地中間管理機構への貸付け等の促進による農地の集約化
- 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備

## (2) SDGs・持続可能な社会への関心の高まり

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続的社会的構築に向けた、2030年までに達成すべき国際的な目標として、2015年の国連サミットで採択されました。SDGsは、広範にわたる社会的なニーズに取り組むとともに、気候変動や環境問題などにも取り組む必要があることを認識しています。

本市においても、国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示した「SDGs日本モデル」に賛同しています。

17の持続可能な開発目標（SDGs）



- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう             | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに              | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を        | 12 つくる責任 つかう責任       |
| 4 質の高い教育をみんなに         | 13 気候変動に具体的な対策を      |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう       | 14 海の豊かさを守ろう         |
| 6 安全な水とトイレを世界中に       | 15 陸の豊かさを守ろう         |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に      |
| 8 働きがいも経済成長も          | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう     |                      |

## 5 計画改訂の視点

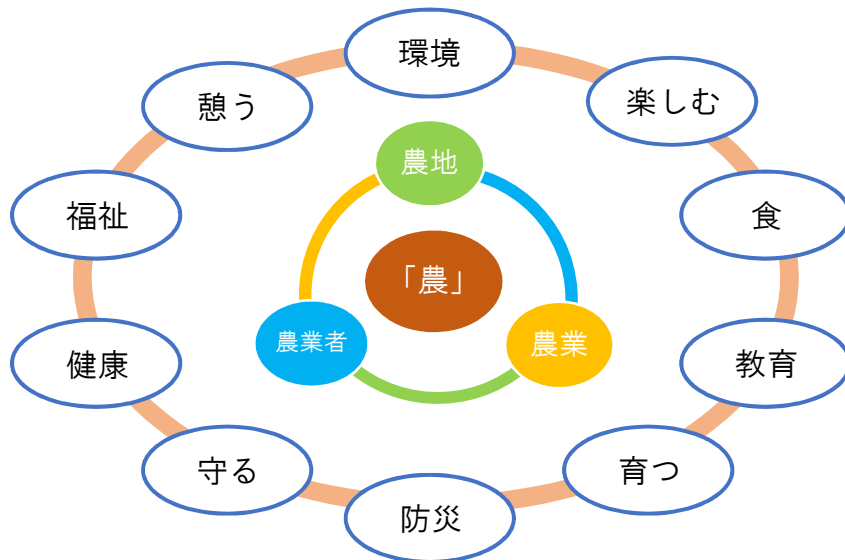
本市では、前計画に基づき、認定農業者\*への支援、川口産農産物のブランド化に向けた取組支援、市役所でのマルシェ\*開催や学校給食への川口産農産物の利用など地産地消\*の推進、農地情報の収集・提供、生産緑地の指定面積要件の引き下げなどの取組を進めてきました。

計画改訂にあたっては、社会経済情勢の変化などをふまえ、主に以下のような視点から改訂を行います。

- ◆ 農業者ニーズ・市民ニーズを取り入れた計画とする。
- ◆ 法制度の改正をふまえ、都市農業に期待される役割や機能などに対応した計画とする。
- ◆ 都市農業の振興とともに、本市のまちづくりに資する農業振興計画として策定する。
- ◆ 人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な計画とする。
- ◆ SDGsや環境問題などへの取組や意識の高まりに呼応した計画とする。

また、本市の農業振興のあり方については、産業としての農業の振興とともに、都市農業の多様な機能を発揮することで、都市と農地が共存する「豊かな暮らし」の実現につながることを基本的な考え方とします。

〈川口市の農業振興のイメージ〉



## 第2章 川口市の農業の現状と課題

---

- 1 川口市の農業をとりまく現状
- 2 川口市の農業の課題

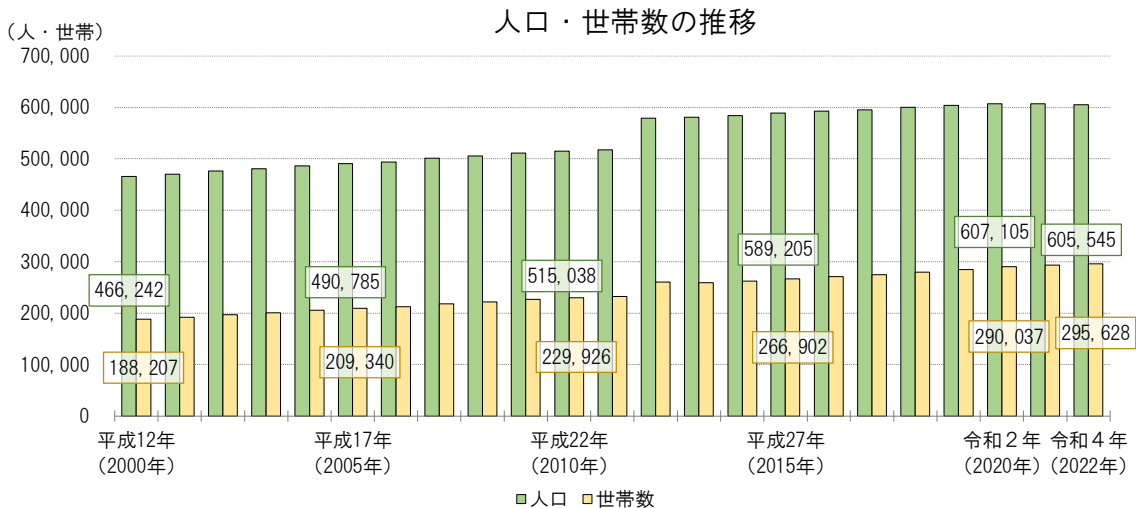
## 第2章 川口市の農業の現状と課題

### 1 川口市の農業をとりまく現状

#### (1) 統計データ

##### ① 人口・世帯数

本市の人口および世帯数は、令和4年（2022）年1月1日現在で605,545人、世帯数は295,628世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にありますが、人口は令和12年、世帯数は令和17年をピークに減少に転じるものと推計されています。



出典：川口市統計書

※各年1月1日現在

※平成23年（2011年）10月に川口市・鳩ヶ谷市合併

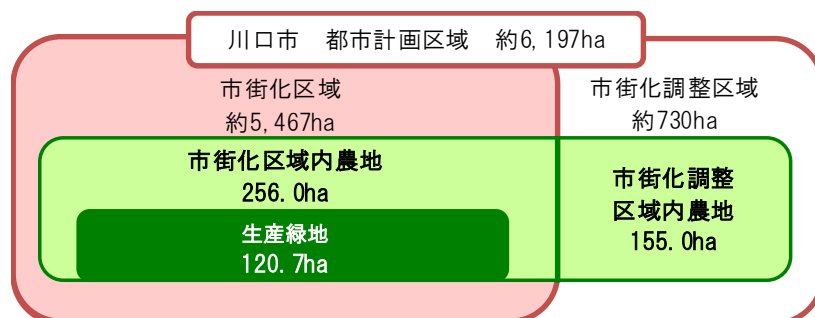
##### ② 農地の状況

###### ■都市計画区域

本市の都市計画区域\*面積は約6,197haです。そのうち、市街化区域\*は約5,467haで88.2%、市街化調整区域\*は約730haで11.8%を占めています。

令和4年（2022年）4月1日現在の市街化区域内農地は256.0ha、そのうち生産緑地地区は47.1%の120.7haであり、市街化調整区域内農地は155.0haとなっています。農地は年々減少しており、平成24年（2012年）と比較すると、生産緑地は15.1%、市街化調整区域内農地は19.0%減少しています。

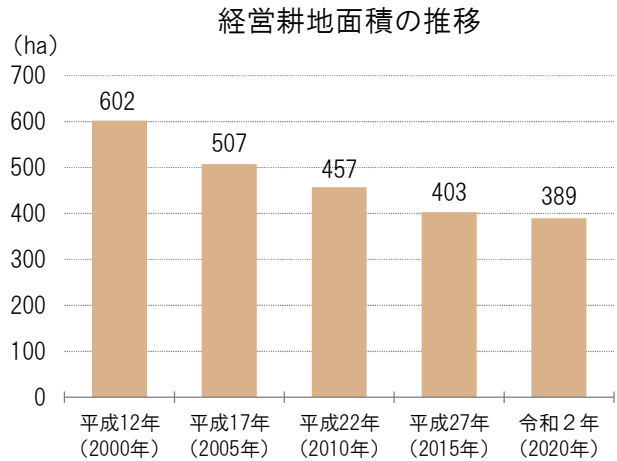
川口市の都市計画区域区分（令和4年4月1日現在）





■ 経営耕地面積

令和2年(2020年)の経営耕地面積\*は389haです。平成12年(2000年)と比較すると、35.4%減少しています。



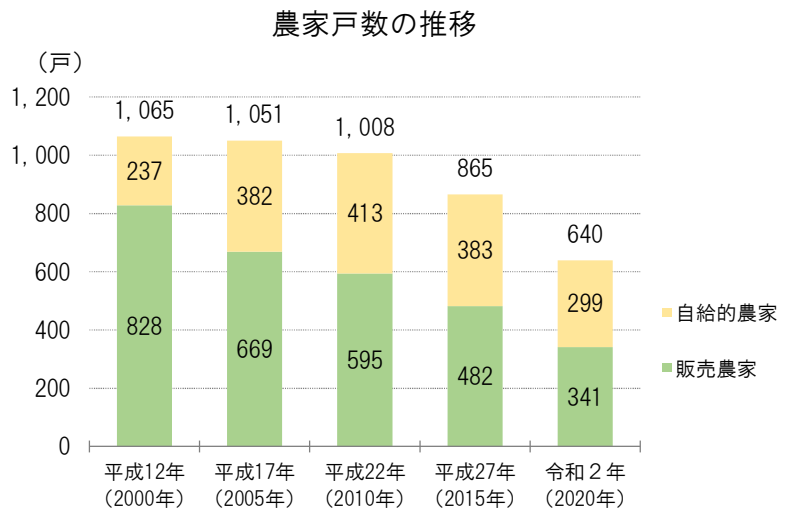
出典：農林業センサス\*  
 ※平成12年は販売農家、平成17年以降は農業経営体の数値

③ 農業者の状況

■ 農家戸数

令和2年(2020年)の農家戸数は640戸(販売農家\*341戸、自給的農家\*299戸)です。平成12年(2000年)と比較すると、39.9%減少しています。

販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家  
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

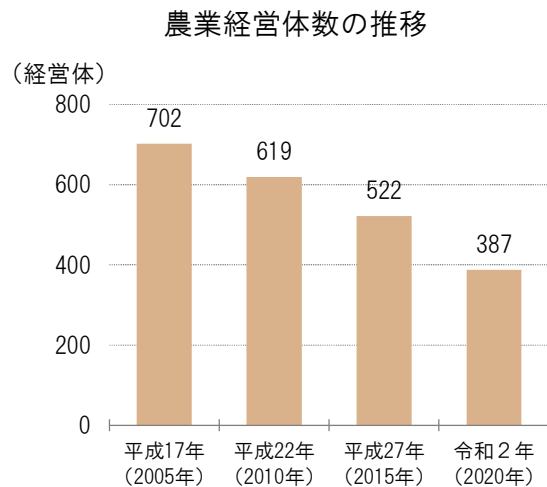


出典：農林業センサス

■ 農業経営体数

令和2年(2020年)の農業経営体\*数は387経営体です。平成17年(2005年)と比較すると、44.9%減少しています。

農業経営体：経営耕地面積が30a以上の規模の農業、農作物の作付面積・栽培面積が定められた基準以上の農業、または農作業の受託の事業を行う者

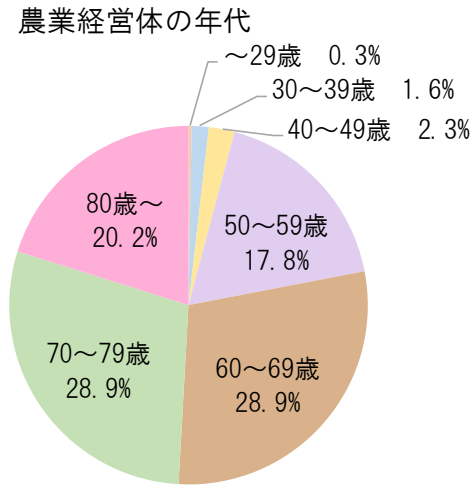


出典：農林業センサス  
 ※平成12年までは農業経営体の調査項目なし

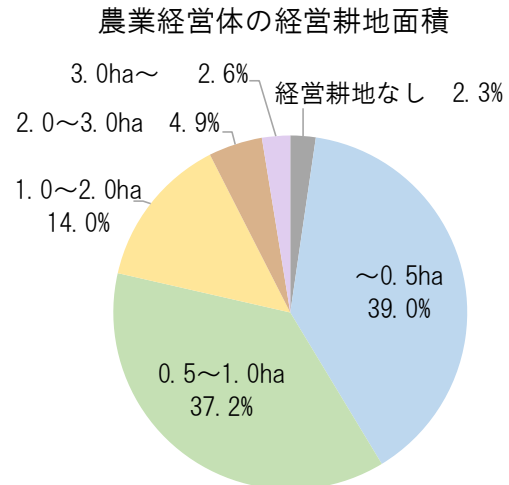
■農業経営体の年代と経営耕地面積

農業経営体の年代をみると、387経営体のうち、約半数を70歳以上が占め、60歳以上は78.0%となっています。

経営体を経営耕地面積別にみると、「0.5ha未満」が最も多く39.0%（151経営体）、次いで、「0.5～1.0ha」が37.2%（145経営体）と、面積規模の小さい農業経営体が多くを占めています。



出典：2020年農林業センサス

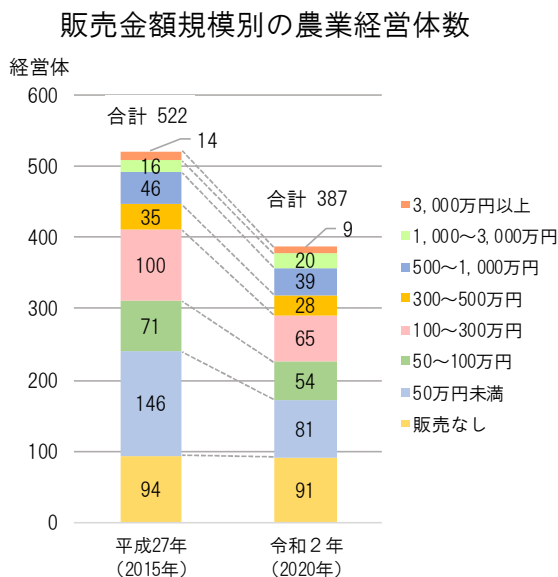


出典：2020年農林業センサス

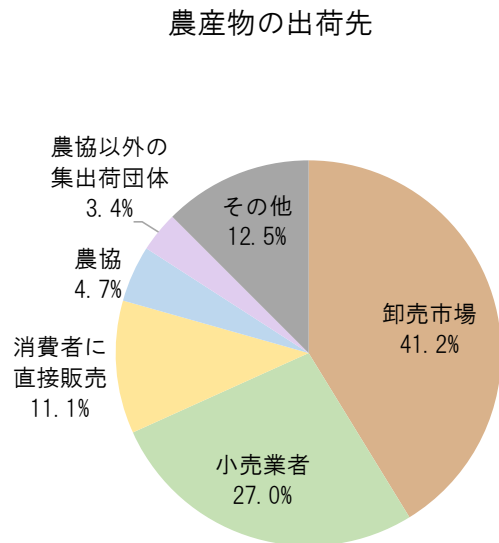
■農業経営体の販売金額と農産物の出荷先

令和2年（2020年）の販売金額規模別経営体数は、「500万円以上」の農業経営体が17.6%（68経営体）の一方、「販売なし」が23.5%（91経営体）、「50万円未満」が20.9%（81経営体）であり、全体としては小規模な経営体が多くを占めています。平成27年（2015年）と比較すると、平成27年（2015年）は「500万円以上」が14.6%（76経営体）であり、経営体数は減少しているものの、販売金額が500万円以上の経営体の割合は増加しています。

また、令和2年（2020年）の販売実績がある農業経営体（296経営体）について、農産物の売上1位の出荷先は、「卸売市場」が41.2%（122経営体）、「小売業者」が27.0%（80経営体）、「消費者に直接販売」が11.1%（33経営体）と続いています。



出典：農林業センサス



出典：2020年農林業センサス



### ■後継者の状況及び今後の経営形態・離農の意向

農地基本台帳\*に登録のある農業者（農家）（1,081戸）のうち、後継者がいない農業者（農家）が46.4%（502戸）を占めています。また、今後の経営形態の意向については、「専業農家\*」が5.4%（58戸）、「第1種兼業農家\*」が11.5%（124戸）などであり、離農の意向が20.3%（219戸）を占めています。

現在と比較すると、経営の縮小や離農が進むことが予想されます。

後継者の状況

	戸数(戸)	割合(%)
後継者が就農している	148	13.7
後継の就農予定者がいる	227	21.0
後継者がいない	502	46.4
無回答	204	18.9
合計	1,081	100.0

経営形態

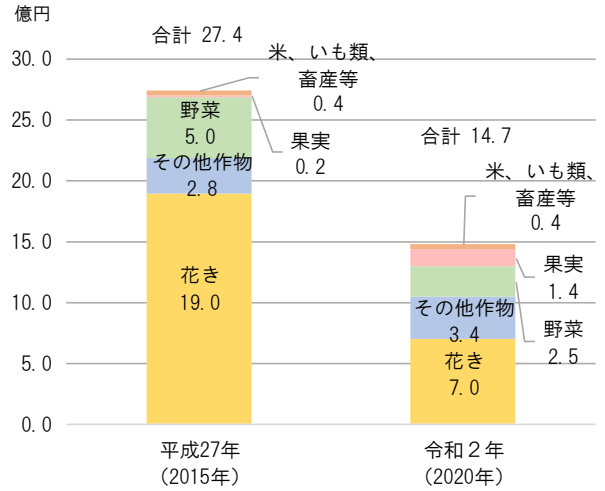
経営形態	現在		今後の意向	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)
専業農家	109	10.1	58	5.4
第1種兼業農家（農業所得が主）	164	15.2	124	11.5
第2種兼業農家*（農業所得が従）	784	72.5	441	40.8
離農したい			219	20.3
無回答	24	2.2	239	22.1
合計	1,081	100.0	1,081	100.0

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

④ 農産物生産の概況

■ 農業産出額

令和2年（2020年）の農業産出額の推計は14.7億円であり、内訳は、「花き\*」が7.0億円、「その他作物（庭園樹苗木等）」が3.4億円と、緑化産業の産出額が多くを占めています。平成27年（2015年）と比較すると、農業産出額全体としては46.4%減少しています。



出典：市町村別農業産出額（推計）

■ 作目ごとの農地利用面積

農地基本台帳に登録のある農業者（農家）（1,081戸）の作目\*ごとの農地利用面積は、「植木畑」が56.1%（277.2ha）と最も大きく、次いで「露地野菜」が18.1%（89.6ha）、「花木畑」が12.1%（59.9ha）、「水稻」が3.7%（18.4ha）となっています。

作目ごとの農地利用面積及び戸数

作目等	農地利用面積(ha)		戸数(戸)	
	面積	割合(%)	戸数	割合(%)
植木畑	277.2	56.1	578	53.5
露地野菜	89.6	18.1	616	57.0
花木畑	59.9	12.1	182	16.8
水稻	18.4	3.7	46	4.3
休耕地	15.1	3.1	81	7.5
施設用地	11.3	2.3	69	6.4
貸付地	4.4	0.9	32	3.0
果樹	4.3	0.9	19	1.8
市民農園	3.2	0.6	17	1.6
苗木	2.3	0.5	5	0.5
盆栽	0.9	0.2	3	0.3
施設野菜	0.7	0.1	15	1.4
その他	7.2	1.5	39	3.6
無回答			77	7.1
合計	494.3			

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

※「作目等」は、主要な作目等について5つまで複数回答可

※農地基本台帳に登録のある農業者（農家）に対し実施した調査結果であり、  
農林業センサスの経営耕地面積の数値とは一致しない

※農地利用面積には、市外農地の利用面積を含む

## (2) アンケート調査結果

### ① 農業者アンケート

農業者アンケートは、川口市内の農業者1,077人（農地基本台帳に登録のある農業者（農家））を対象に、令和4年7月7日～21日を調査期間として郵送で実施し、420件（回収率39.0%）の回答をいただきました。

#### ■今後の担い手や労働力の確保、農地について

農業後継者の支援策として「農業に関する情報提供」などが求められています。

- ・ 後継者の支援として必要なことは、「農業に関する情報提供」が最も多く23.8%、「農業技術指導」が19.8%、「農業に関する経営指導」が18.1%などとなっています。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（生産緑地の貸借に係る新たな仕組み）はほとんど知られていません。

- ・ 「内容も知っている」が11.7%の一方、「聞いたことはある」が34.0%、「知らない」が47.1%となっています。

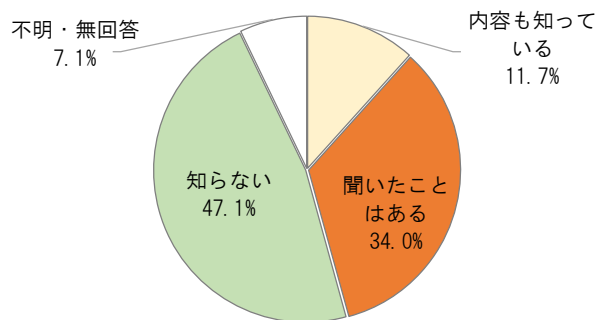
農地の流動化が進む可能性があります。

- ・ 今後の経営規模の意向は、「拡大したい」が2.9%、「現状維持」が52.1%、「縮小したい」が23.6%であり、「縮小したい」と回答した農業者のうち、農地の貸借や売却意向のある人は39.4%（「自分の農地を貸すことはできる」「自分の農地を売ることはできる」の合計）となっています。

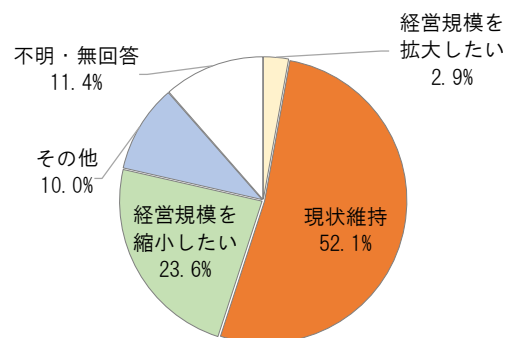
相続発生時に農地が減少する可能性が高くなっています。

- ・ 相続が発生した場合の対応について、「農地を処分して対応する」が最も多く44.8%、「農地以外の土地（アパートや駐車場など）を処分して対応する」が19.8%、「土地は処分せずに対応する」が13.8%、「相続税の納税猶予の適用を受けて対応する」が16.7%などとなっています。

生産緑地の貸借に係る新たな仕組みの認知  
(回答者数=420, 単数回答)



今後の経営規模の意向について  
(回答者数=420, 単数回答)



■今後の販売意向・販路等について

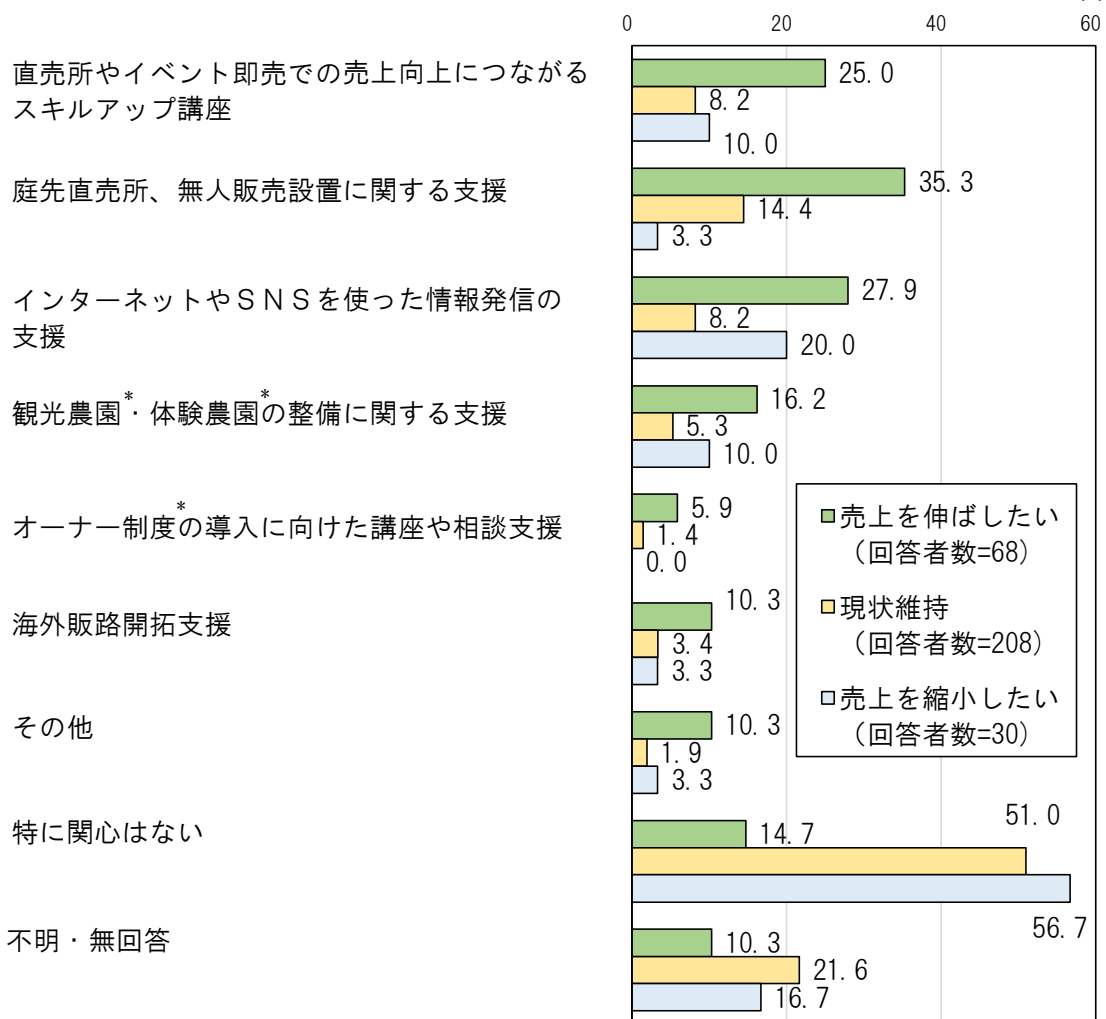
売上を伸ばしたい農業者は、販促用パンフレット等の作成や庭先直売所、無人販売設置に関する支援といった取組に関心が高くなっています。

- ・ 今後の販売意向について、「売上を伸ばしたい」は16.2%、「現状維持」は49.5%、「売上を縮小したい」は7.1%となっています。
- ・ 花き生産及び造園を中心とした経営をされていて「売上を伸ばしたい」と考えている農業者のうち、44.8%が販路拡大に向けた販促用パンフレット等の作成に関心（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）があります。
- ・ 「売上を伸ばしたい」と回答した人が関心のある支援は、「庭先直売所、無人販売設置に関する支援」が最も多く35.3%、次いで「インターネットやSNS\*を使った情報発信の支援」が27.9%、「直売所やイベント即売での売上向上につながるスキルアップ講座」が25.0%となっています。

販路拡大、売上額アップに係る関心のある支援事業

(複数回答)

(%)

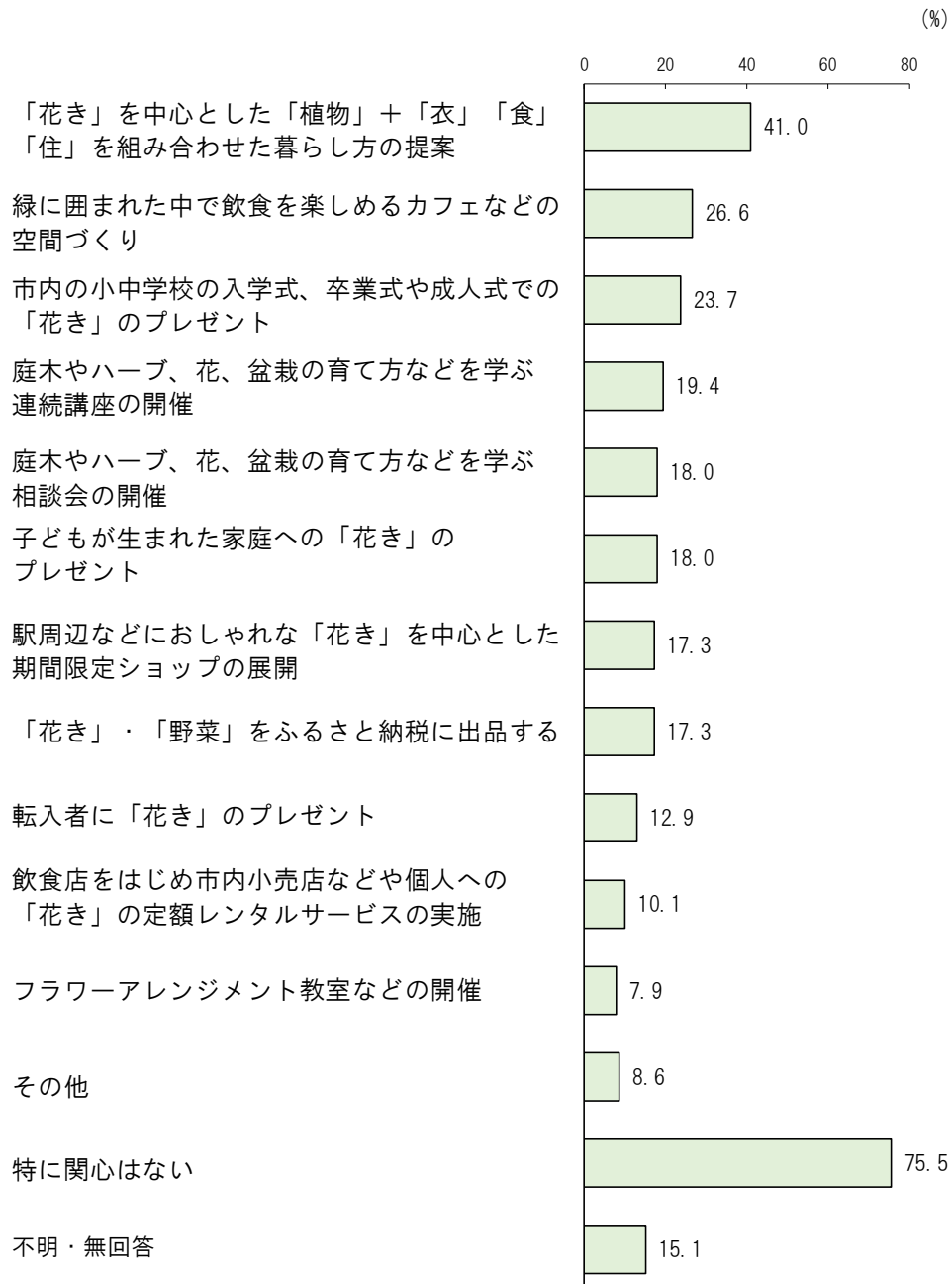


## ■農業に関する取組について

本市緑化産業のPR方策として、『花き』を中心とした『植物』+『衣』『食』『住』を組み合わせた暮らし方の提案や「緑に囲まれた中で飲食を楽しめるカフェなどの空間づくり」の関心が高くなっています。

## 川口市の緑化産業をPRする取組への関心

(回答者数=139, 複数回答)



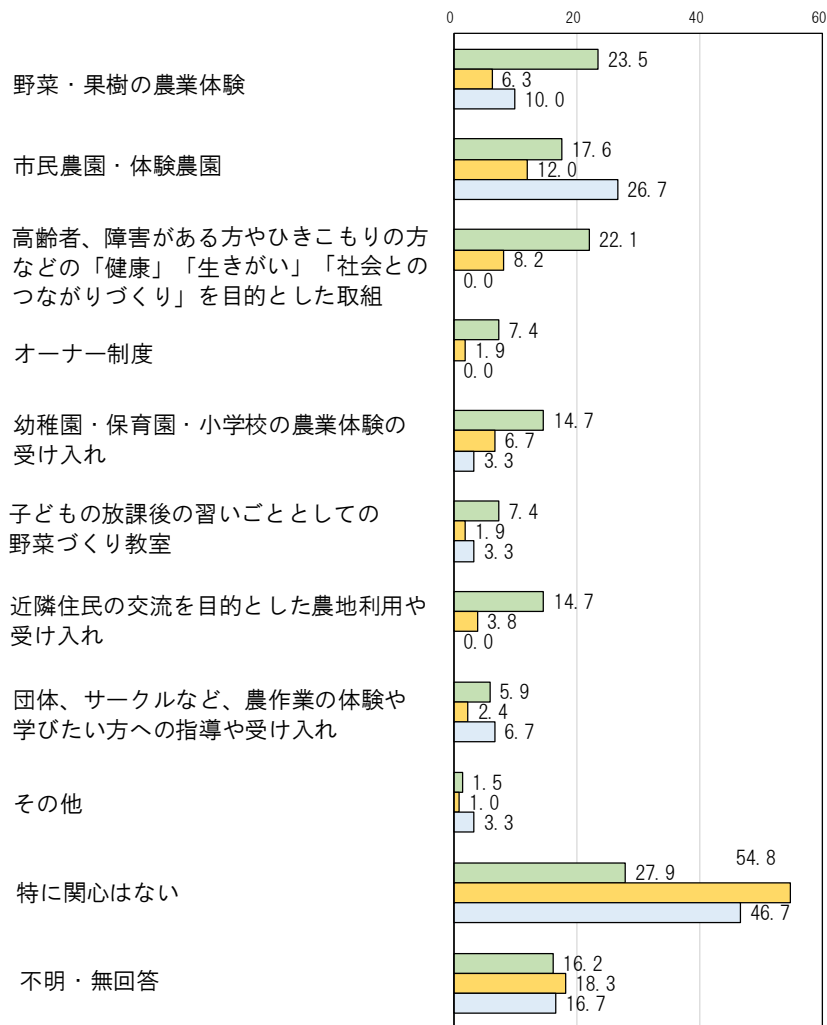
「市民農園・体験農園」、「野菜・果樹農業体験」、「福祉施設等との連携」などの取組への関心が高くなっています。

- ・ 売上を伸ばしたい農業者は「野菜・果樹の農業体験」への関心が高く、現状維持及び売上を縮小したい農業者では「市民農園\*・体験農園」への関心が高くなっています。
- ・ 障害者福祉施設等と連携した障害のある人への作業委託などの取組について関心がある農業者の割合は20.7%（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）となっています。また、売上を伸ばしたい農業者でその関心は高くなっています。

農業体験、体験農園、直売等の取組への関心

(複数回答)

(%)



□売上を伸ばしたい (回答者数=68) □現状維持 (回答者数=208) □売上を縮小したい (回答者数=30)

## ② 市民アンケート

市民アンケートは、川口市民を対象に、令和4年7月にインターネットで実施しました。「20～34歳」「35～49歳」「50～64歳」「65歳以上」の4区分と性別を可能な限り均等に抽出し、513件の回答をいただきました。

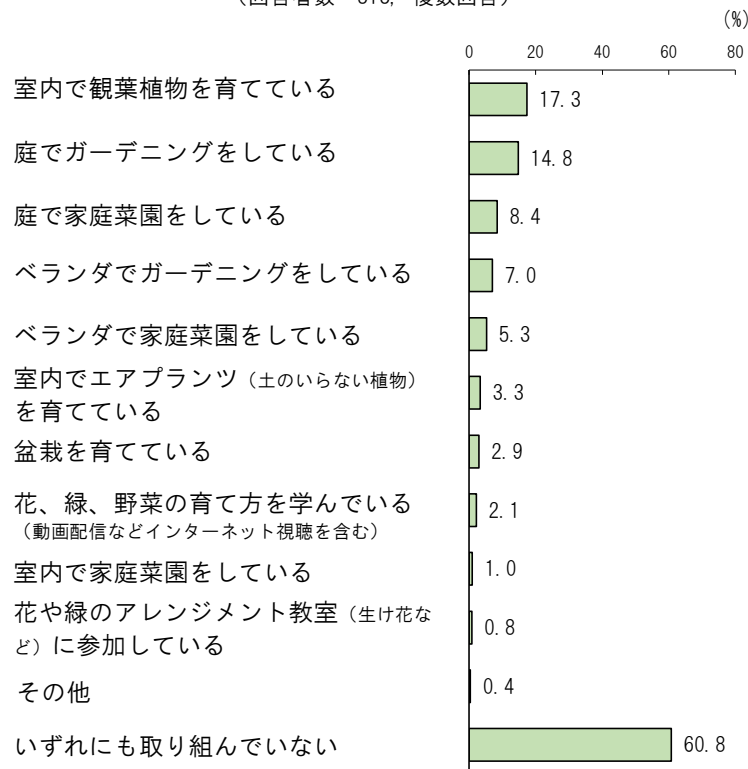
### ■ 「農」や「食」に関する取組の現状

約4割の人は、ガーデニングや家庭菜園など、日常生活で「農」や「食」に関する積極的な行動をとっています。

- ・ 室内で観葉植物を育てている人は17.3%、庭でガーデニングをしている人は14.8%、庭で家庭菜園をしている人は8.4%などとなっています。

#### 普段の生活の中で「農」や「食」に関することで 取り組んでいるもの

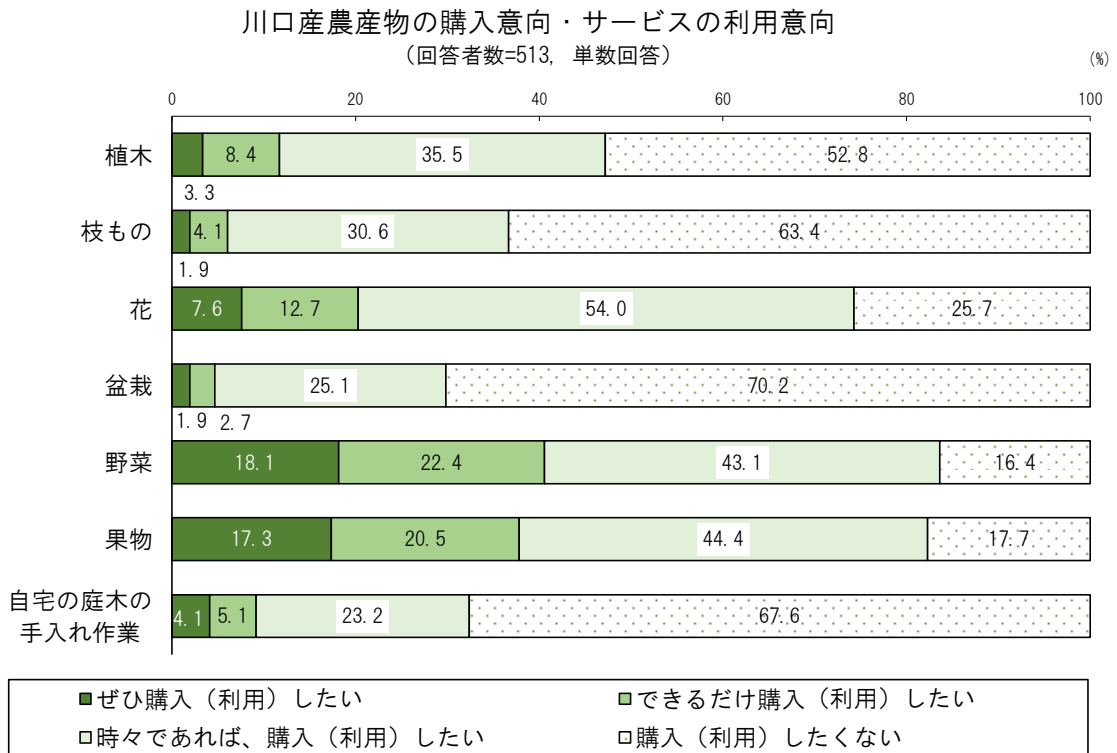
(回答者数=513, 複数回答)



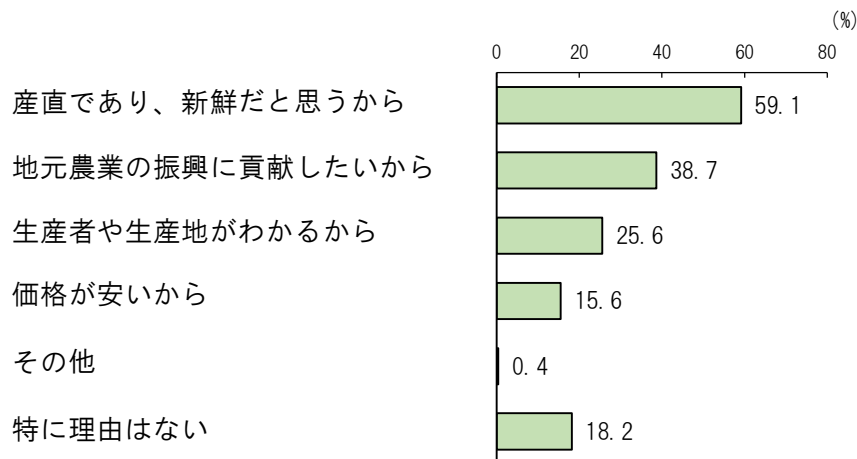
「野菜」、「果物」や「花」は7割以上の方が川口産の購入意向を示しています。

- ・ 野菜や果物についてみると、「野菜」は 83.6%、「果物」は 82.2%の方に川口産の購入意向が見られます。
- ・ 花きについてみると、「花」は 74.3%、「植木」は 47.2%、「枝もの」は 36.6%、「盆栽」は 29.7%、「自宅の庭木の手入れ作業」は 32.4%の方に川口産の購入意向（サービス利用意向）が見られます。

川口産の購入・サービス利用の理由は、「新鮮さ」や「地元農業の振興への貢献」が多くなっています。



川口産農産物を購入したい理由・サービスを利用したい理由  
(回答者数=450, 複数回答)





## ■「農」や「食」に関する関心や関わり意向

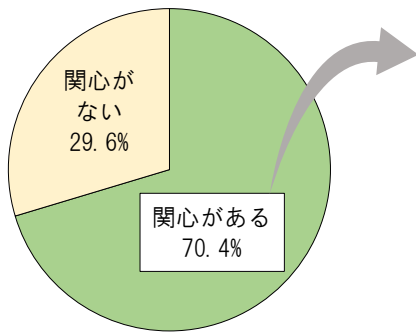
約7割の人が、「農」を身近に感じる暮らし方に関心を示しています。

- ・ 「緑あふれる農空間で休憩や散歩ができる暮らし」が52.1%と最も多く、「マルシェや直売所など、作り手がわかる花や野菜を購入する暮らし」が48.5%、「作り手がわかる農家レストラン・カフェなど、飲食店が身近にあり、利用する暮らし」が41.0%などとなっています。

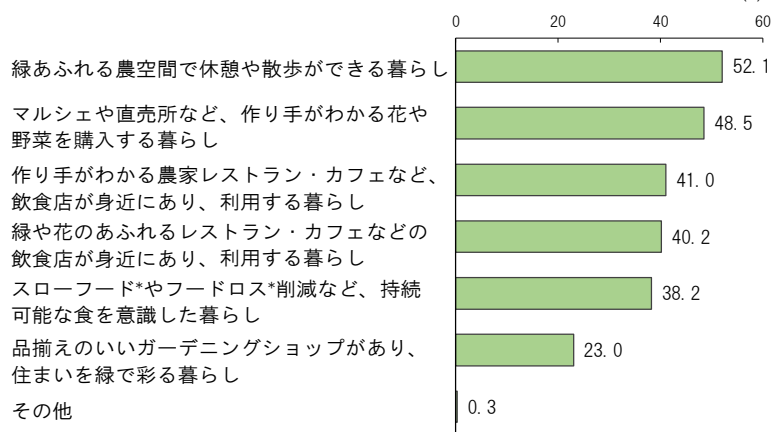
約半数の人が、「農」や「食」に関する取組に参加したいと思っています。

- ・ 「子どもの自然・環境教育のための体験イベント」が最も多く32.2%、「野菜の作り方、育て方などを、専門相談員や農家さんに気軽に聞ける相談会」が29.8%、「庭木やハーブ、花、盆栽の作り方、育て方などを、専門相談員や農家さんに気軽に聞ける相談会」が28.2%などとなっています。

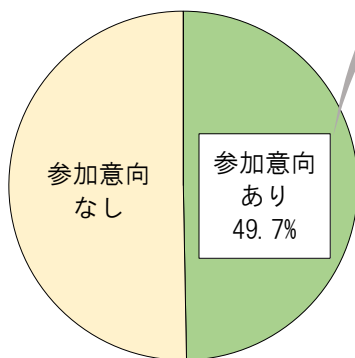
「農」を身近に感じる暮らし方への関心  
(回答者数=513, 単数回答)



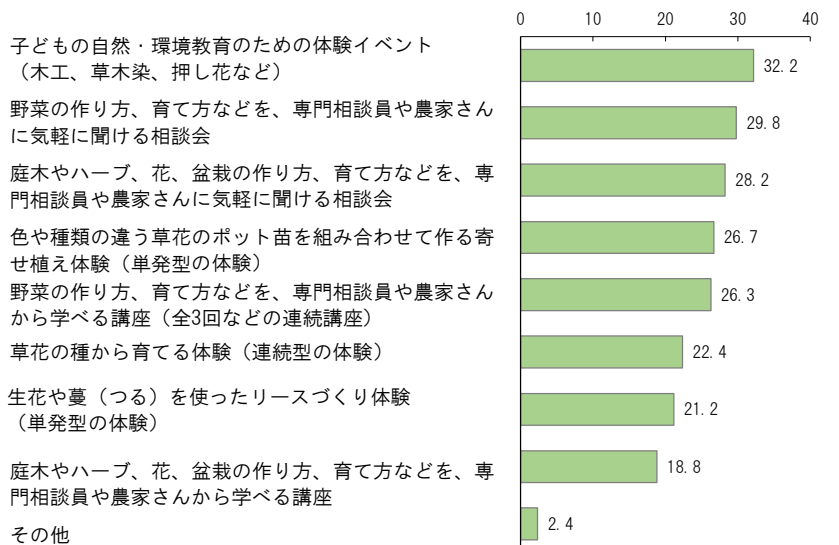
「農」を身近に感じる暮らし方で関心のあること  
(複数回答, 回答者数=361)



「農」や「食」に関する取組への参加意向  
(回答者数=513, 単数回答)



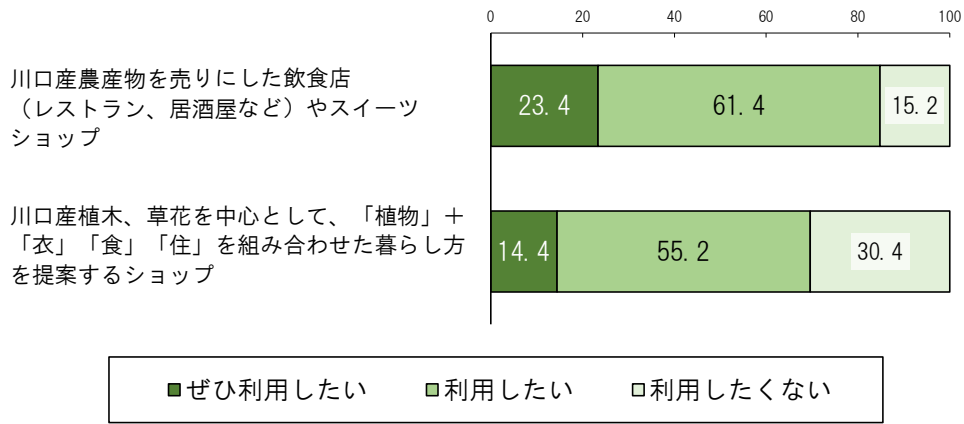
「農」や「食」で関心のある取組  
(回答者数=255, 複数回答)



川口産農産物を売りにした飲食店等の利用意向は高くなっています。

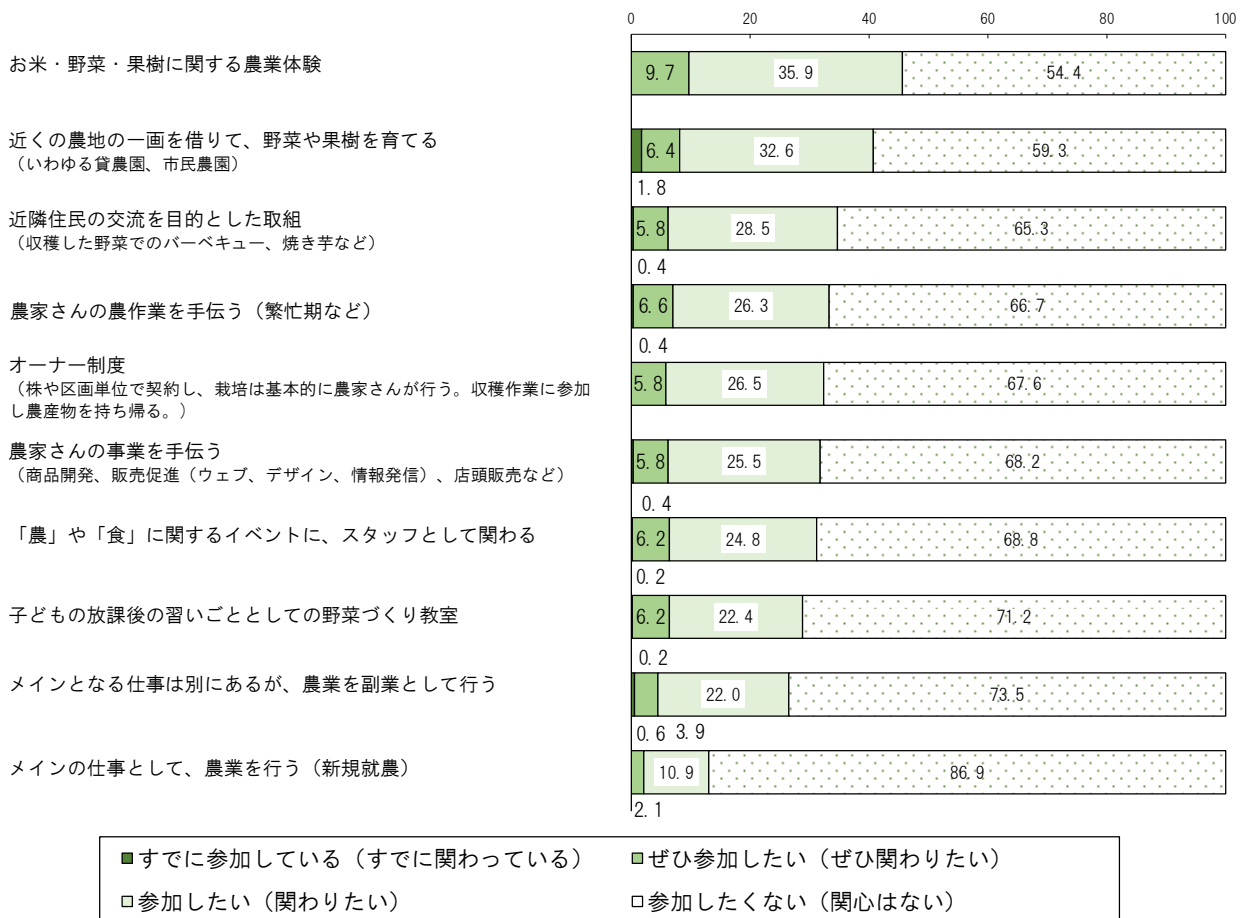
- 川口産農産物を売りにした飲食店（レストラン、居酒屋など）やスイーツショップの利用意向（「ぜひ利用したい」「利用したい」の合計）は84.8%と非常に高くなっています。
- 川口産の「植物」と「衣食住」を組み合わせたライフスタイルショップの利用意向（「ぜひ利用したい」「利用したい」の合計）は69.6%となっています。

店舗の利用意向（回答者数=513, 単数回答）



川口市の農地を利用した取組では、農業体験や貸農園・市民農園に参加したい人の割合が高くなっています。

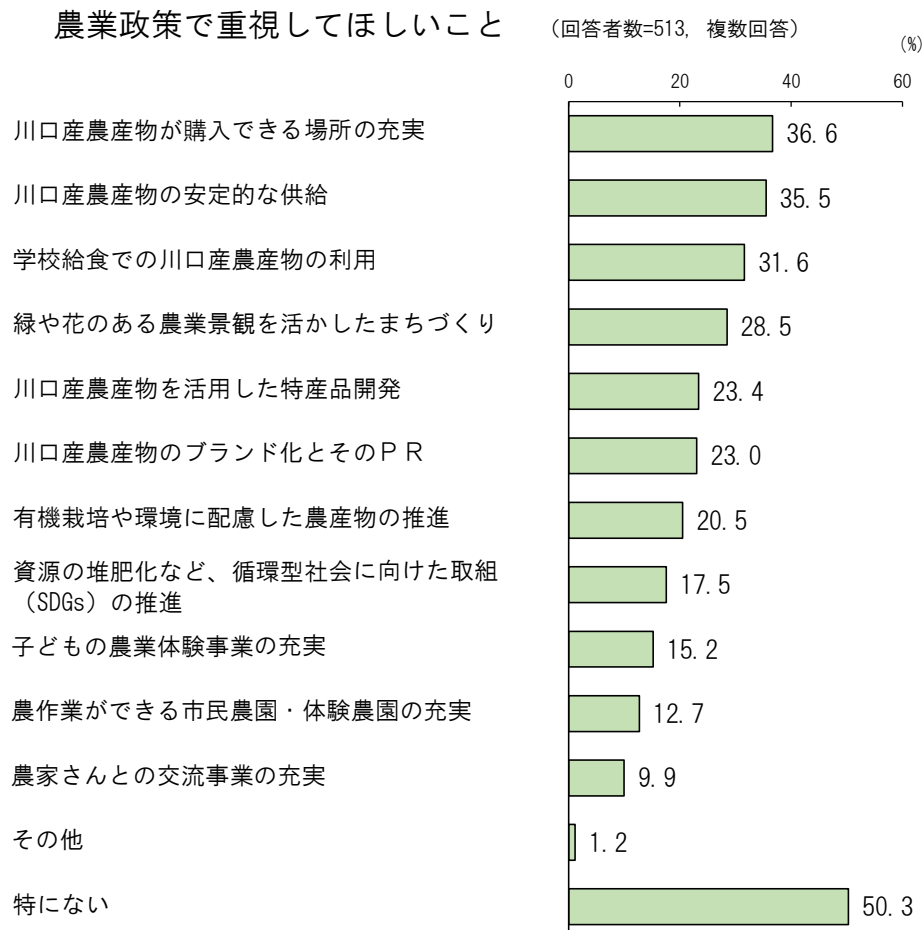
川口市の農地で参加してみたい取組（回答者数=513, 単数回答）



## ■農業政策で重視すること

川口産農産物の購入場所の充実や安定供給、学校給食での川口産農産物の利用などが求められています。

- ・ その他、「緑や花のある農業景観を活かしたまちづくり」、「川口産農産物を活用した特産品開発」、「川口産農産物のブランド化・PR」、「環境に配慮した農産物の推進」なども2割以上の人が求めています。



### (3) 農業者・関係団体等へのヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、農業者と関係団体等（緑化・農業関連団体、飲食店関係者、消費者関連団体）を対象にヒアリング調査を行いました。調査の主な結果については、以下のとおりです。

項目	農業者	関係団体等
経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続の際に負担が大きく、農業を辞めるケースが多い。</li> <li>・ 以前と比べて生産物の単価が下がっているため、以前と同程度の収入を確保することが困難になってきている。</li> <li>・ 販路を広げたいが、家族経営では農作業をしながら販売や流通に人手を割く余裕がない。</li> <li>・ 植木は毎年市場ニーズの変化があり、先を読むのが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川口産農産物を購入したいと思っても、情報が少なく、どこで購入できるかわからない。</li> <li>・ 川口産農産物を仕入れる際、農業者側には配送する人手がなく、流通をどうするかということが大きな課題である。</li> <li>・ 農業者がある程度まとまって川口市の特産物を育てるといった試みがあってもよいと思う。</li> </ul>
農地・担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地を広げたい農業者にとっては、農地の賃借料の高さや、近くにまとまった農地がないことが課題である。</li> <li>・ 野菜栽培は除草に手間がかかり、高齢になると作業が厳しくなってくるため、比較的手間のかからない果樹に変えれば営農継続・農地保全につながると思う。</li> <li>・ 農地保全のためには、農業に対する市民の理解が大切であると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地面積が小さいのであれば、ハーブやスパイスなど高価値となるような農産物を栽培してみてもどうか。</li> <li>・ 担い手の確保の面からも、楽しくやりがいがある農業のイメージがつけられるとよい。</li> </ul>
「農」と暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業体験は子どもたちに喜んでもらえて、自分としても楽しいと感じる。</li> <li>・ 園芸講座をWEB開催するなどコロナ禍*で新しいことを試みたところ、反響があった。</li> <li>・ マンション住まいの子育て世代にアピールできる食や緑の提案ができるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜の栽培、植木の剪定、花の育て方など、農業者から学びたい市民は多いと思う。</li> <li>・ 子どもたちが自宅の庭やベランダで野菜を育てる体験ができると素晴らしい。</li> <li>・ 市の北部にしか直売所がないため、南部にも直売所があると売れるのではないか。</li> </ul>
連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の飲食店や学校の給食などと連携した取組ができるとよい。</li> <li>・ お互いにとってメリットがある形であれば、福祉部門との連携も考えられる。</li> <li>・ 異業種との接点を持つような場があるとよい。</li> <li>・ 新しい法制度などの必要な情報が農業者に充分に行きわたっていないと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育*やフードロスといった、教育や環境問題とも連携できるとよいと思う。</li> <li>・ 農業者と飲食店が連携した取組として、収穫体験の参加者が収穫した農産物をレストランで調理し提供することなども考えられる。</li> <li>・ 川口産農産物を使った料理の提供などの協力は可能である。</li> </ul>

## 2 川口市の農業の課題

アンケート調査やヒアリング調査の結果等をふまえ、本市農業の主な課題を整理すると、以下のとおりです。

### 課題1 経営面での安定・強化

大消費地に隣接する本市では、流通のメリットを活かし、伝統的な植木を中心とする花きに加えて、野菜・果樹など多様な農産物を生産しています。

こうした強みを活かしつつ、農業者の生計を支える経営面での安定・強化に向けた取組を進めていくことが課題です。

特産品などの開発とともに、販路の拡大や新たな市場の開拓などが求められています。

### 課題2 農地や担い手の減少への対応

相続を契機として農地の減少とともに農業の担い手が減少する傾向は、本市農業も例外ではありません。

都市農地保全のための制度を活用するなど「農」を支える取組により、農地の減少や遊休化に歯止めをかけ、担い手を確保することが課題です。

意欲ある農業者への貸借など、農地の保全・有効活用を図るとともに、新規就農者に加えて農業体験などを入口とした多様な担い手の確保に向けた取組が求められています。

### 課題3 「農」の魅力を伝え広める

自然との触れ合いや育てる喜びなど体験型の「農」への関心が、コロナ禍等を契機に高まっています。

こうした市民の関心やニーズを的確にとらえ、「農」のある豊かな暮らしやライフスタイルを広く提供していくことが課題です。

子育て世代に人気の本市にあって、子どもへの関わりや日々の食事・暮らし方、休日の過ごし方など、「農」の側から積極的に提案していくことが求められています。

### 課題4 連携・協力の輪の拡大

地域で集まり、生産技術の向上やまちづくりに積極的に取り組んでいる農業者の方々がいま

す。

こうした取組をさらに広げ、農業者同士はもとより、異業種や異分野の人たちとの連携・協力関係を形成しながら、農業を持続し発展させることが課題です。

農業者が抱える課題等を個々別々に乗り越えるのではなく、地域やまちづくりの共通の課題として捉えるなかで、連携・協力し支え合う輪を広げていくことが求められています。



## 第3章 将来像・施策の体系

---

- 1 目標とする将来像
- 2 4つの基本方針
- 3 基本施策について
- 4 施策の体系

## 第3章 将来像・施策の体系

### 1 目標とする将来像

## 農が誇れるまち 川口

### ～農による魅力ある豊かな暮らしの実現～

本市では、江戸時代から始まったと伝えられる植木や生け花の花材として使われる枝物・切花などの花き、そして、様々な種類の野菜・果樹が市の北東部を中心に生産されています。

本市で行う農業は、消費地に近いという大きなメリットがあります。一方で、農地にかかる税負担の大きさや農業者の高齢化、都市化に伴う営農環境の悪化など、農業を継続していくには大変厳しい現実があります。

このような環境の中で、本市の農業者は代々続く農地・農業を守ろうと日々取り組んでいます。

農地・農業は、農産物を供給するだけでなく、良好な景観の形成、環境の保全、学習や交流の場の提供など、暮らしを豊かにする多様な機能を担っており、本市にとっても貴重な財産です。その財産を守っていくためには、市民、事業者や関係機関が本市の農を理解し、農業者とともに支えていく必要があります。

この貴重な財産を次世代に残していくため、「農が誇れるまち 川口」を引き続き将来像に掲げ、農業者、市民、事業者、関係機関の相互理解のもと、本市の農が地域・市民の誇りとなるよう取り組んでいきます。

また、副題として掲げた「農による魅力ある豊かな暮らしの実現」に込めた3つのキーワード「魅力」「豊か」「暮らし」には、次のような想いが込められています。

#### 魅力

農業者が元気になり、農業が活性化することで、まちづくりに活力をもたらす「魅力」溢れる都市農業の振興を目指します。

#### 豊か

農地と住宅地、農業と環境保全、農業と商業など、多様性を尊重しつつ共生する「豊かさ」育む都市農業の振興を目指します。

#### 暮らし

「農」を通じた交流により、「農ある暮らし」を彩る都市農業の振興を目指します。



## 2 4つの基本方針

目標とする将来像を実現するための基本方針を以下に示します。

4つの基本方針は、課題に対応し、農業振興により解決する方向を示すものです。

### 基本方針Ⅰ

### 伝統ある川口農業の経営安定・向上

本市農業の基幹となる緑化産業は、江戸時代からの伝統と独自の仕立て技術により、現在の地位を築いてきました。この伝統ある農業を将来にわたり持続可能なものとするため、農業経営力を強化する取組を進めるとともに、販路の拡大などにより農業経営の安定と向上を図ります。



### 基本方針Ⅱ

### 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

本市の農地は、農産物を供給する機能をはじめ、良好な景観の形成、学習や交流の場の提供など、多様な機能を有しており、貴重な財産です。この財産を次世代につないでいくため、農業者をはじめとして市民全体が農地の重要性を認識し、多様な農地利用・担い手の育成支援を進めることにより、農地の保全と活用を目指します。



### 基本方針Ⅲ

### 「農ある暮らし」を楽しみ・守る

川口産農産物の購入や農業体験に対する市民の関心は高く、身近に農に親しむことのできる環境が求められています。また、見て、触れて、育て、食べるなどの体験や教育を通じて、農の豊かさに触れ、「農ある暮らし」を楽しむことで、本市の農地・農業への理解向上にもつながります。より多くの市民が「農ある暮らし」を実感できるよう、市民の生活や健康にも貢献するプログラムや仕組みづくりを目指します。



### 基本方針Ⅳ

### 多様な連携による新しい価値の創出

農業者が異業種や異分野と連携することは、持続的な農地の保全・活用に加えて、新しい価値創出、地域の課題解決に結びつく可能性があります。農業者、事業者、市民などが支え合い、本市農業の魅力を活かした新しい価値の創出を目指すとともに、資源の有効活用など持続可能な農業への取組を推進します。

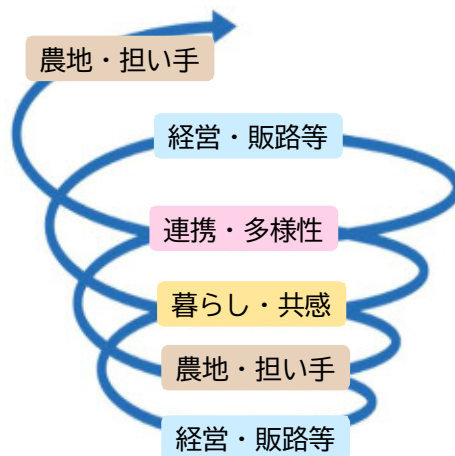


### 3 基本施策について

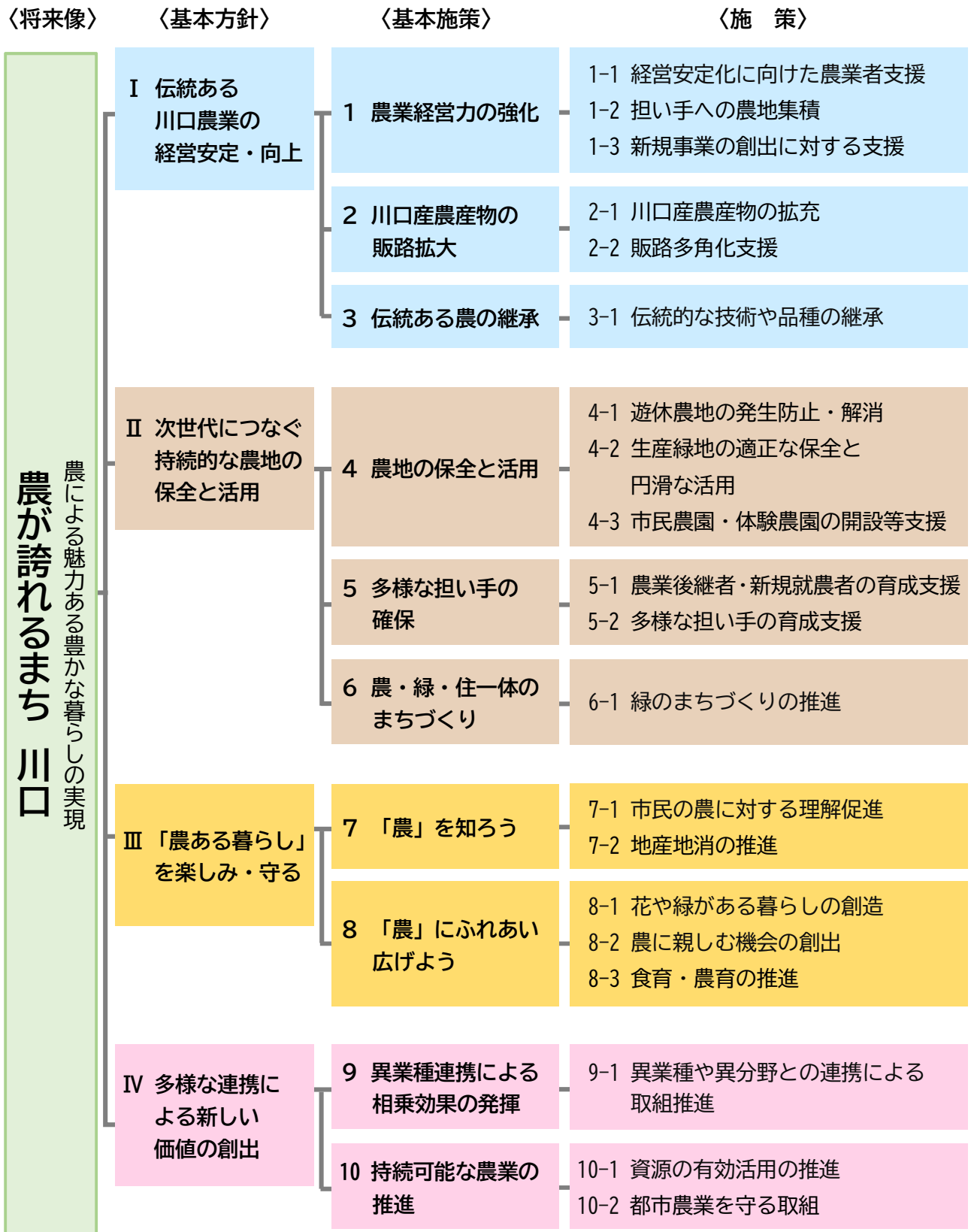
4つの基本方針について、以下の対象・視点をふまえた上で、10の基本施策を設定します。基本施策は、バラバラに進めていくのではなく、相互に補完・連携しあう関係です。施策どうしの継続的な好循環を促し、将来像の実現を目指します。こうした施策の実現過程を通じて、「農ある暮らし」の提案や本市への愛着の醸成を図ります。

〈基本方針〉	〈対象・視点〉	〈基本施策〉
I 伝統ある川口農業の 経営安定・向上	経営・販路等	1 農業経営力の強化 2 川口産農産物の販路拡大 3 伝統ある農の継承
II 次世代につなぐ持続的な 農地の保全と活用	農地・担い手	4 農地の保全と活用 5 多様な担い手の確保 6 農・緑・住一体のまちづくり
III 「農ある暮らし」を 楽しみ・守る	暮らし・共感	7 「農」を知ろう 8 「農」にふれあい広げよう
IV 多様な連携による 新しい価値の創出	連携・多様性	9 異業種連携による相乗効果の 発揮 10 持続可能な農業の推進

施策の循環イメージ



## 4 施策の体系





## 第4章 施策の展開

---

基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しみ・守る

基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

# 第4章 施策の展開

## 基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

### 基本 施策 1

#### 農業経営力の強化

経営の安定化に係る支援、担い手への農地集積の促進、新規事業の創出に向けた支援等を実施し、農業経営力の強化を図ります。

### 施策 1-1

#### 経営安定化に向けた農業者支援

##### 1-1-1 認定農業者等への支援

主担当課  
(関係課)

認定農業者制度の周知を図るとともに、農業経営改善計画\*の目標達成に取り組む認定農業者や地域農業の担い手となる認定新規就農者\*へ重点的に支援を行います。

◆農政課

##### 1-1-2 各種補助事業・金融制度の活用・充実

主担当課  
(関係課)

農業者が活用できる補助事業・金融制度等の情報提供や、農業施設・機械の導入を支援します。また、スマート農業の導入など新たな支援メニューの検討を行います。

◆農政課

##### 1-1-3 家族経営協定の普及推進

主担当課  
(関係課)

家族農業経営において、各世帯員が経営のパートナーとして位置づけられるよう、経営方針、各世帯員の役割や就業条件などを話し合いに基づき取り決める「家族経営協定\*」の普及推進を図ります。

◆農政課

### 施策 1-2

#### 担い手への農地集積 重点

##### 1-2-1 地域計画の策定【新規】

主担当課  
(関係課)

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の方針などを明確化する「地域計画」の策定を進めます。

◆農政課

##### 1-2-2 農地バンク制度の周知・活用

主担当課  
(関係課)

農業委員会が実施する農地バンク制度（貸借・売買を希望する農地情報の集約・提供を行う制度）の周知・活用を図ります。

◆農政課

◆農業委員会

施策  
1-3

## 新規事業の創出に対する支援

## 1-3-1 特産農産物の創出支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

意欲ある農業者等を支援し、農産物の産地化を図るため、地域で重点的に生産に取り組む特産農産物の導入検討を進めます。 ◆農政課

## 1-3-2 マーケットニーズの把握支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

マルシェや商談会への出展情報の発信、研修会の開催など、農業者の新規事業のきっかけとなるよう、マーケットニーズの把握支援を行います。 ◆農政課

※写真

基本  
施策  
2

## 川口産農産物の販路拡大

農業経営の安定・向上の一環として、新たな顧客やニーズの開拓により、川口産農産物のブランド化・販路拡大を図ります。

施策  
2-1

### 川口産農産物の拡充 重点

#### 2-1-1 川口農業ブランド推進協議会への支援

主担当課  
(関係課)

川口農業ブランド推進協議会が取り組む本市農業の高付加価値化・ブランド制度構築に向けた活動に対し支援を行います。 ◆農政課

#### 2-1-2 新品種の導入奨励

主担当課  
(関係課)

農業者が自らの創意工夫に基づき経営改善を図るため、都市化の進展や温暖化などによる生産環境の変化への対応や、本市農業のモデルとなるような新たな農産物の試験的導入に対し、種苗費などの補助を行います。 ◆農政課

施策  
2-2

### 販路多角化支援

#### 2-2-1 農業振興事業計画認定制度の活用

主担当課  
(関係課)

本市農業と観光の融合を図るため、市街化調整区域における農家レストランや農産物直売所などの農業振興施設の設置を支援する農業振興事業計画認定制度の活用を促進します。 ◆農政課

#### 2-2-2 輸出入対策の支援

主担当課  
(関係課)

関係機関・関係団体と連携し、農産物の輸出入に関する情報提供を行うとともに、輸出貿易業務に関する講座などの開催を支援します。 ◆農政課

#### 2-2-3 販路拡大に向けたマッチング支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

飲食店、小売店、流通事業者等との意見交換会やマッチングの機会を創出することにより、川口産農産物の販路拡大を支援します。 ◆農政課



## 基本 施策 3

### 伝統ある農の継承

本市農業が有する歴史ある技術や技能、品種などの普及宣伝を図り、伝統ある農を継承します。

#### 施策 3-1

#### 伝統的な技術や品種の継承

##### 3-1-1 共進会開催支援

主担当課  
(関係課)

花きの生産技術の向上や宣伝・普及を図るため、花きを展覧し品評する共進会の開催支援を行います。 ◆農政課

##### 3-1-2 技術研修の開催支援

主担当課  
(関係課)

本市の伝統的な植木などの手入れ技術・技能を学ぶ研修会の開催を支援します。 ◆農政課

##### 3-1-3 伝統的特産農産物の生産支援

主担当課  
(関係課)

伝統的な特産農産物である鉄砲百合やぼうふうなどについて、栽培・出荷への補助を行います。 ◆農政課

※写真

## 基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

### 基本 施策 4

#### 農地の保全と活用

農業生産の基盤である農地を保全し活用するため、遊休農地\*の発生防止・解消、生産緑地の保全や市民農園・体験農園の開設等支援に取り組みます。

### 施策 4-1

#### 遊休農地の発生防止・解消

##### 4-1-1 農地パトロールの実施

主担当課  
(関係課)

違反転用の早期発見・農地の適正利用のため、定期的な農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します。 ◆農業委員会

##### 4-1-2 農地バンク制度の周知・活用（再掲）

主担当課  
(関係課)

農業委員会が実施する農地バンク制度（貸借・売買を希望する農地情報の集約・提供を行う制度）の周知・活用を図ります。 ◆農政課  
◆農業委員会

##### 4-1-3 農地利用意向調査の実施

主担当課  
(関係課)

遊休農地の所有者に対し、農地の流動化を図るため、農地利用意向調査を実施します。 ◆農業委員会

### 施策 4-2

#### 生産緑地の適正な保全と円滑な活用

##### 4-2-1 生産緑地の維持・保全・活用促進

主担当課  
(関係課)

生産緑地法等の改正に関する情報提供、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借の促進など、生産緑地の維持・保全・活用を図ります。 ◆農政課  
◆みどり課  
◆農業委員会

### 施策 4-3

#### 市民農園・体験農園の開設等支援 重点

##### 4-3-1 市民農園等の開設・運営支援

主担当課  
(関係課)

遊休農地の解消を図るとともに、市民へのレクリエーションの場の提供、農への理解促進につながる市民農園などの開設・運営に対する支援を行います。 ◆農政課

## 基本 施策 5

### 多様な担い手の確保

担い手の確保に向けて、後継者・新規就農者の育成支援を行うとともに、農業者以外の多様な担い手の参入を支援します。

#### 施策 5-1

### 農業後継者・新規就農者の育成支援 重点

#### 5-1-1 担い手育成塾の開催

主担当課  
(関係課)

本市農業の担い手となる農業者の育成のため、栽培技術や経営手法等の実践研修を実施します。 ◆農政課

#### 5-1-2 各種補助事業・金融制度の活用（再掲）

主担当課  
(関係課)

農業施設や機械等の導入支援など、農業者が活用できる補助事業・金融制度等の情報提供や新たな支援メニューの検討を行います。 ◆農政課

#### 5-1-3 農業者団体が実施する取組への支援

主担当課  
(関係課)

農業後継者の育成・資質向上を図るため、農業者団体が実施する研修会等の取組に対する支援を行います。 ◆農政課

#### 施策 5-2

### 多様な担い手の育成支援

#### 5-2-1 農業者以外の農業参入の促進 【新規】

主担当課  
(関係課)

企業等による農業参入、農業と他の仕事を組み合わせた働き方による就農など、多様な担い手へのサポートを行います。 ◆農政課

※写真

基本  
施策  
6

農・緑・住一体のまちづくり

農・緑といった地域資源を活かし、住環境と自然が調和したまちづくりに取り組みます。

施策  
6-1

緑のまちづくりの推進

6-1-1 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）

主担当課  
（関係課）

市街化調整区域の緑農地の保全を図りつつ、建築物の立地規制の緩和を行い、農家レストランや農産物直売所などの農業振興施設の設置を支援する農業振興事業計画認定制度の活用を促進します。

◆農政課

6-1-2 緑化の推進

主担当課  
（関係課）

「緑のまちづくり推進条例\*」に基づく緑化計画届出制度や生け垣・屋上緑化等への補助により、市内の緑化空間を創出します。

◆みどり課

6-1-3 農・緑を活かしたまちづくり

主担当課  
（関係課）

安行近郊緑地保全区域\*（市街化調整区域）を対象に、将来の土地利用方針に基づき、緑農環境を維持・保全しながらも、地区の特徴やポテンシャルを生かした柔軟な土地利用が推進できるよう、計画的な施策展開を図ります。

◆都市計画課

6-1-4 優良田園住宅制度\*等の活用

主担当課  
（関係課）

安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域）を対象に、一定の要件を満たした住宅の建設を認め、安らぎと潤いのある良好な居住環境の形成、緑地や農地の保全・創出を図ります。

◆住宅政策課

※写真

## 基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る

基本  
施策  
7

## 「農」を知ろう

イベント・マルシェの開催や地産地消の推進により、市民の農への理解醸成を図ります。

施策  
7-1

## 市民の農に対する理解促進

## 7-1-1 農業関連イベントの実施・支援

主担当課  
(関係課)

都市と農業・農地の共存、市民と農業者の交流促進を図り、市民の農への理解を促進するため、農業関連イベントの開催・支援を行います。 ◆農政課

## 7-1-2 農に関する情報発信

主担当課  
(関係課)

本市で生産される農産物や農に関する取組について、本市及び関係機関のホームページやSNSなどにより情報発信を行います。 ◆農政課

## 7-1-3 市民の理解醸成への取組支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

交流体験イベントやマルシェの開催など、市民の都市農業の理解醸成に取り組む農業者に対する支援を行います。 ◆農政課

施策  
7-2

## 地産地消の推進

## 7-2-1 市役所マルシェの開催

主担当課  
(関係課)

川口産農産物のPR・消費拡大を図るため、市役所庁舎において定期的にマルシェを開催します。 ◆農政課

## 7-2-2 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）

主担当課  
(関係課)

農業振興事業計画認定制度を活用した農業振興施設（農家レストラン、農産物直売所や農産物加工施設など）の設置を支援します。 ◆農政課

## 7-2-3 学校給食への川口産農産物の利用推進

主担当課  
(関係課)

川口産農産物を学校給食へ積極的に取り入れ、子どもたちの農や食への関心を高めるとともに、地産地消の推進を図ります。 ◆学校保健課

基本  
施策  
8

「農」にふれあい広げよう

「花や緑」「農」にふれあい親しむ機会を広げ「農ある暮らし」を多くの市民が楽しめるよう、農業体験、園芸講習会や食育・農育などの学びの場を提供します。

施策  
8-1

花や緑がある暮らしの創造

8-1-1 園芸講習会の開催・支援

花・緑を取り入れたライフスタイルの推進を図るため、園芸講習会や園芸相談を実施します。

主担当課  
(関係課)

- ◆農政課
- ◆グリーンセンター

8-1-2 花や緑に親しむ拠点の整備

川口緑化センター、グリーンセンターやイイナパーク川口など、市民が花や緑を身近に感じられる拠点の整備を行います。

主担当課  
(関係課)

- ◆農政課
- ◆グリーンセンター
- ◆公園課

施策  
8-2

農に親しむ機会の創出

8-2-1 市民農園等の開設・運営支援（再掲）

市民へのレクリエーションの場の提供、農への理解促進につながる市民農園などの開設・運営に対する支援を行います。

主担当課  
(関係課)

- ◆農政課

8-2-2 農業体験事業の実施

家庭菜園講習会などの開催により、市民が農に親しむ機会を提供し、農ある暮らしの推進を図ります。

主担当課  
(関係課)

- ◆農政課

施策  
8-3

食育・農育の推進 重点

8-3-1 農の体験活動の推進

子どもたちが農業体験活動を通じて、食や自然、環境などへの興味・関心を高め、豊かな心を育てる取組を推進します。

主担当課  
(関係課)

- ◆農政課
- ◆指導課
- ◆保育運営課

8-3-2 学校給食への川口産農産物の利用推進（再掲）

川口産農産物を学校給食へ積極的に取り入れ、子どもたちの農や食への関心を高めるとともに、地産地消の推進を図ります。

主担当課  
(関係課)

- ◆学校保健課

## 基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

基本  
施策  
9

## 異業種連携による相乗効果の発揮

川口農業の新しい価値の創出に向け、商工分野、福祉分野などとの連携を促進します。

施策  
9-1

## 異業種や異分野との連携による取組推進

## 9-1-1 農・商・工連携の支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

農産物の生産だけでなく、食品加工、流通・販売など、経営の多角化を目指す農業者と事業者が集まる交流会の開催など、連携方策の検討を進めます。

◆農政課  
◆産業振興課

## 9-1-2 福祉分野との連携支援 【新規】

主担当課  
(関係課)

福祉目的での農作業プログラムの活用など、福祉分野との連携に向けて支援を行います。

◆農政課  
◆障害福祉課

※コラム

基本  
施策  
10

持続可能な農業の推進

持続可能な農業を目指し、環境問題に対応した農業を推進するとともに、都市農業が守られるよう働きかけを行います。

施策  
10-1

資源の有効活用の推進

10-1-1 脱炭素に対応した農業資材等の導入促進 【新規】

主担当課  
(関係課)

脱炭素\*に対応した農業資材等の導入に対する補助を行います。

◆農政課

10-1-2 木質バイオマスの促進

主担当課  
(関係課)

本市農業の中心である緑化産業から生じる剪定枝などを有効活用した木質バイオマス\*の再資源化を促進します。

◆資源循環課

施策  
10-2

都市農業を守る取組

10-2-1 農地・農業関連法制度、税制度の見直しについての働きかけ

主担当課  
(関係課)

国や県に対して、生産緑地制度及び相続税納税猶予制度の見直し、農地に対する固定資産税の軽減措置の要望等について、機会を捉えて働きかけを行います。

◆農政課

※コラム



## 第5章 計画の実現に向けて

---

- 1 計画推進の方針
- 2 計画の進行管理

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 計画推進の方針

計画を推進していくためには、行政だけでなく、農業者やさいたま農業協同組合はもとより、広く市民や事業者、団体などが連携・協力しながら、計画を推進していくことが求められています。

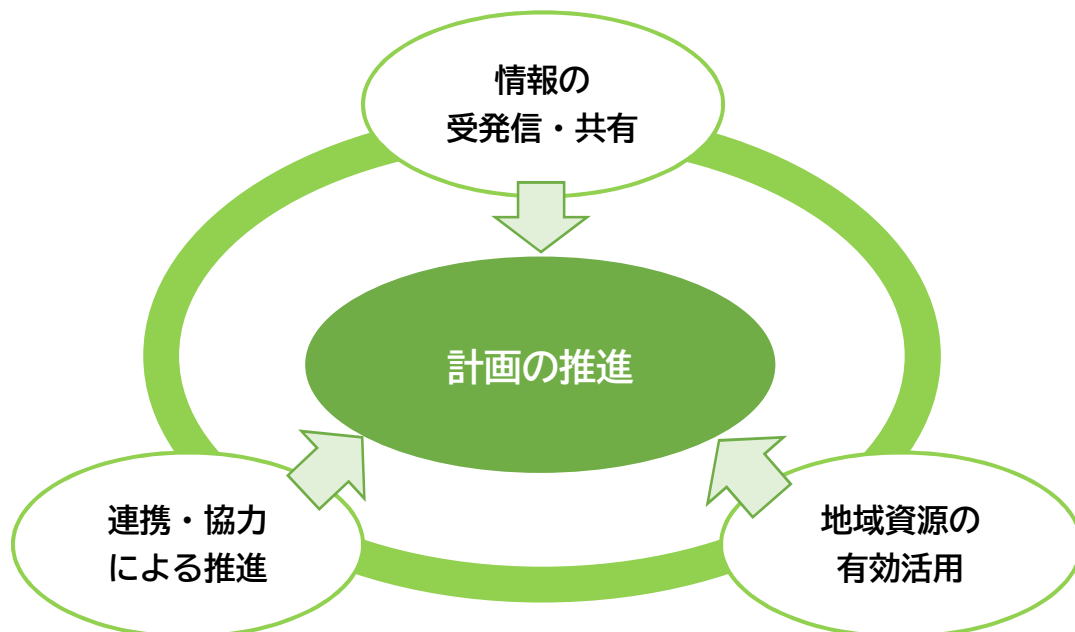
本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために、次の3つを計画の推進に向けた方針として定めます。

#### 【計画の推進に向けた方針】

- (1) 情報の受発信・共有
- (2) 地域資源の有効活用
- (3) 連携・協力による推進

これら3つの推進に向けた方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたって目指す方向性を示しています。

施策が、何をするか（WHAT）を示しているとすれば、推進に向けた方針は、どのようにするか（HOW）を表しています。これら3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



## (1) 情報の受発信・共有

必要な情報の受発信や共有を通じて、農業や農地に親しむ環境を形成し、市民・農業者・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

### ① 情報の受発信

川口産農産物や「農」に関する各種取組等、情報の受発信力を高め、伝達方法も含めて、適切な情報共有の推進を図ります。

### ② 情報の活用

地域や行政等の情報を有効に活用することで、出会いや交流のきっかけ、取組の広がりへとつなげていきます。

### ③ 機会の創出

情報の受発信や活用により生み出されたきっかけを育みながら、川口の農業を振興していく機会を培っていきます。



## (2) 地域資源の有効活用

市内のさまざまな地域資源を有効に活用することで、「農」を通じた生産・流通・消費・食を通して、川口らしい風景や文化、豊かな暮らしを形成する方向で進めていきます。

### ① 地域資源の再発見

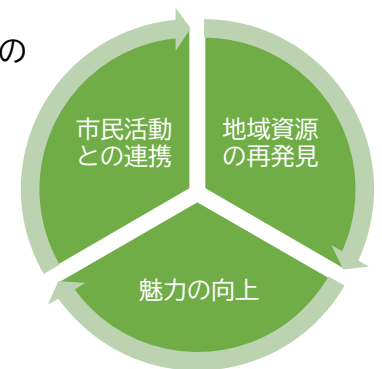
さまざまな取組を通じて、多角的な視点から「ヒト・モノ・コト」等の多様な地域資源を掘り起こしていきます。

### ② 魅力の向上

市内各地の身近な「農」と触れ合いながら、地域資源を知り、体験し、味わうことで、川口の魅力を広げていきます。

### ③ 市民活動との連携

市民によるさまざまな活動と連携しながら、農業振興の取組を進めていくことで、施策の成果や波及効果を高めていきます。



### (3) 連携・協力による推進

農業振興に向けた取組を、世代や地域、市民や行政、分野や組織といった垣根を越え、人々との信頼関係などの連携・協力関係を形成していくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

#### ① 日常的な交流

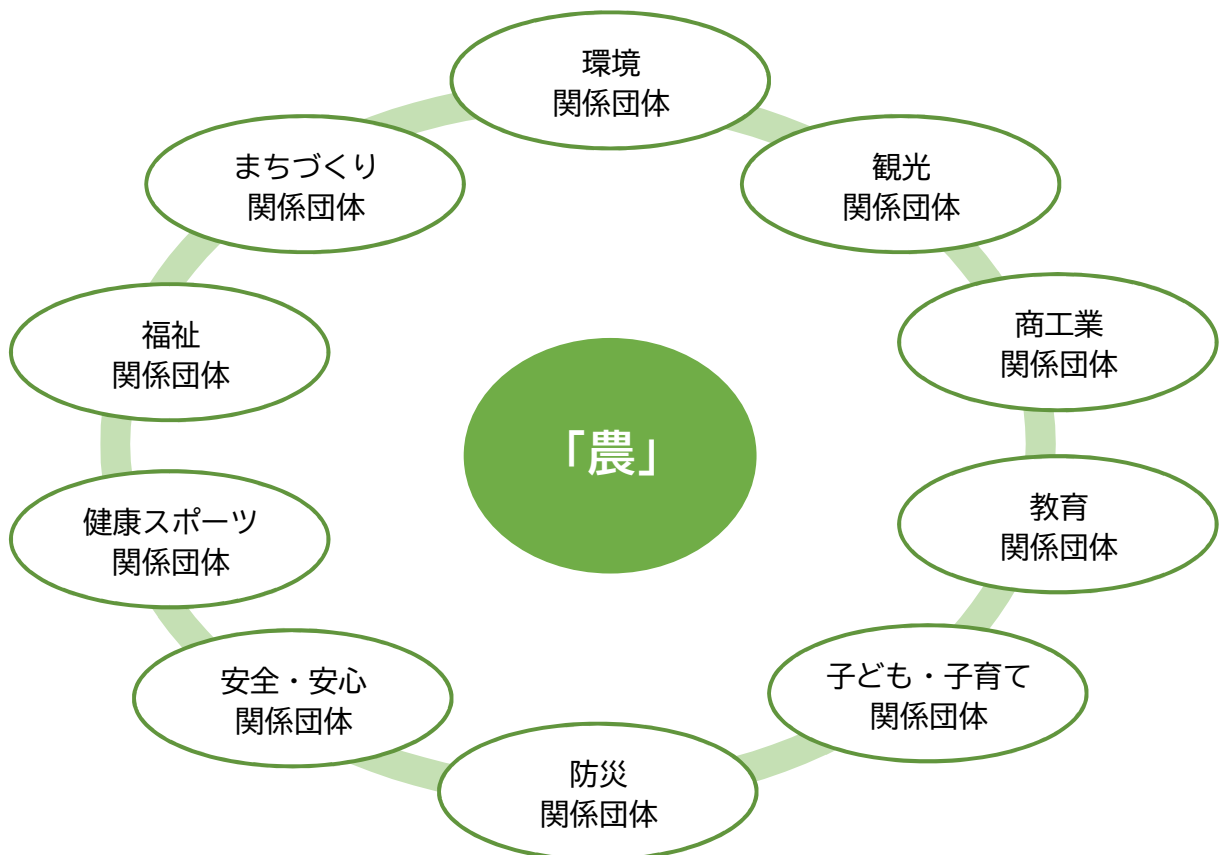
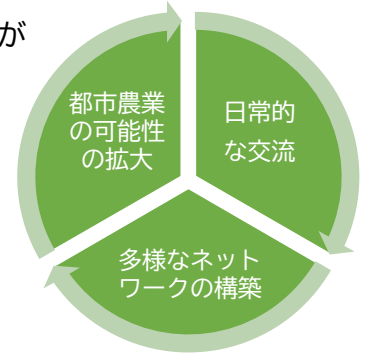
農業者や関係者だけで進めるのではなく、出会ったことのない人たちが交流する機会や場をつくりながら進めていきます。

#### ② 多様なネットワークの構築

多様なネットワークを重層的に築くことにより、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応しつつ、着実に推進していきます。

#### ③ 都市農業の可能性の拡大

さまざまな人や団体等との関係づくりを意識的に進めていくことで、都市農業の可能性を広げていきます。



## 2 計画の進行管理

### (1) 進行管理の体制

---

本計画を進行管理していくために、農政課を中心に実施状況を点検・評価し、緑化・農業関連団体などの関係団体、さいたま農業協同組合や埼玉県とも連携しつつ、課題解決に向けた検討を行います。

### (2) 進行管理の進め方

---

事業の実施状況の点検・評価を定期的に行い、その結果をふまえながら、本市の財政状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正といった外部要因等も反映させつつ、以降の事業展開を検討していきます。

こうした進め方により、総合計画・実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上する仕組みへと改善する方向で進行管理を進めていきます。

川口農業ブランド制度第10期認定概要（認定日：令和4年12月14日）

【優良認定】3品目認定

（敬称略）

認定番号	申請区分	名称	分類	申請者	所属団体
優良第1号	更新	小品盆栽	花き	豊田 耕一郎	一般社団法人日本盆栽協会川口支部
優良第8号	認定替 ※審議結果 →保留	アイSprラント	野菜	高橋 悟	新井宿駅と地域まちづくり協議会
優良第9号	認定替 ※審議結果 →保留	ケール	野菜	高橋 悟	新井宿駅と地域まちづくり協議会

※アイSprラント及びケールは生産状況等を確認後、再度審議を行う。

【推奨認定】11品目認定

（敬称略）

認定番号	申請区分	名称	分類	申請者	所属団体
推奨第3号	更新	ソヨゴ	花き	桐山 洋一郎	川口造園協同組合
推奨第6号	更新	臯月盆栽	花き	豊田 徹	一般社団法人日本盆栽協会川口支部
推奨第18号	更新	パチュニア	花き	石井 悦男	川口鉢物園芸生産組合
推奨第30号	更新	晩白柚（バンペイユ）	その他	高山 甫	さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部 安行支部
推奨第31号	更新	ピーマン	野菜	高橋 清	さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部 新郷支部
推奨第32号	更新	ビーツ	野菜	江原 孝司	新井宿駅と地域まちづくり協議会
推奨第37号	新規	プチヴェール	野菜	肥留間 広幸	新井宿駅と地域まちづくり協議会
推奨第38号	新規	株葱（坊主知らず葱）	野菜	中村 浩幸	さいたま農業協同組合南部ブロック青壮年部 新郷支部
推奨第39号	新規	ナス（千両ナス）	野菜	田中 一吉	個人会員
推奨第40号	新規	ナス（埼玉青大丸ナス）	野菜	田中 一吉	個人会員
推奨第41号	新規	ベニアカリ（ジャガイモ）	野菜	江原 孝司	新井宿駅と地域まちづくり協議会